

議 事 日 程 第 2 号

令和2年6月11日（木）午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

出欠議員氏名

出席議員（24名）

1 番	小 久 保	広 信	議員	2 番	影 澤	政 夫	議員
3 番	我 妻	徳 雄	議員	4 番	太 田	克 典	議員
5 番	山 田	富 佐 子	議員	6 番	佐 藤	弘 司	議員
7 番	高 橋	壽	議員	8 番	高 橋	英 夫	議員
9 番	山 村	明	議員	10 番	堤	郁 雄	議員
11 番	関 谷	幸 子	議員	12 番	遠 藤	正 人	議員
13 番	島 軒	純 一	議員	14 番	工 藤	正 雄	議員
15 番	齋 藤	千 恵 子	議員	16 番	成 澤	和 音	議員
17 番	中 村	圭 介	議員	18 番	鳥 海	隆 太	議員
19 番	古 山	悠 生	議員	20 番	井 上	由 紀 雄	議員
21 番	小 島	一	議員	22 番	島 貫	宏 幸	議員
23 番	木 村	芳 浩	議員	24 番	相 田	克 平	議員

欠席議員（なし）

出席要求による出席者職氏名

市 長 中 川 勝 副 市 長 大河原 真 樹

総務部長	後藤利明	企画調整部長	遠藤直樹
市民環境部長	森谷幸彦	健康福祉部長	安部道夫
産業部長	菅野紀生	建設部長	星野博之
会計管理者	小関浩	上下水道部長	高野正雄
病院事業管理者	渡邊孝男	市立病院 事務局長	渡辺勅孝
総務課長	高橋貞義	財政課長	土田淳
総合政策課長	安部晃市	教育長	土屋宏
教育管理部長	渡部洋己	教育指導部長	今崎浩規
選挙管理委員会 委員長	小林栄	選挙管理委員会 事務局長	吉田真一
代表監査委員	森谷和博	監査委員 局長	片桐茂
農業委員会会長	伊藤精司	農業委員 会事務局長	穴戸徹朗

出席した事務局職員職氏名

事務局長	三原幸夫	事務局次長	細谷晃
庶務係長	澁江嘉恵	議事調査係長	渡部真也
主 任	藤崎優一	主 事	齋藤拓也

午前 9時59分 開 議

○鳥海隆太議長 おはようございます。

ただいまの出席議員24名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は議事日程第2号により進めます。

.....

日程第1 一般質問

○鳥海隆太議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

一つ、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について外2点、17番中村圭介議員。

〔17番中村圭介議員登壇〕（拍手）

○17番（中村圭介議員） 皆さん、おはようございます。一新会の中村です。

今日はマスクなしで登壇しておりますけれども、先ほど、議会内の申合せにより、この壇上席、質問席ともに、十分な社会的距離、人との距離が取れるということで、質問者に限りマスク着用なしでも大丈夫だという取決めの下、今日はマスクなしで登壇させていただきました。

自席に戻りましたら、しっかりと着用して、感染防止に努めていきたいと思っております。

私、今日、質問のトップバッターということで、恐らく初めて、そうでないとしても、恐らく思い出せないほど久しぶりのトップバッターでございまして、大変うきうきしております。本当に、いつもどおりではありますけれども、お聞きの、ここにいる皆さん、そして聞いていただいている市民の皆さんに分かりやすい質問に努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、1番目、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症であります。我が山形県においては、先月に緊急事態宣言が解除されました。県内の新規感染者も、昨日までで37日間、感染判明が連続ゼロとなっており、県内においては一定の落ち着きを見せております。

しかしながら、全国においてはいまだに感染拡大が続いており、新しい生活様式を遵守しながら、次に来る第2波に備えていかななくてはなりません。

今回は多くの議員が新型コロナウイルス感染症に関連した質問を通告されておりますが、私は避難所における新型コロナウイルス感染症対策についての本市の対応を伺いたいと思います。

令和2年5月、山形県は避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、公表しました。新しい生活様式は、日常生活のみならず、避難所での生活や運営にも反映させていかななくてはなりません。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、そして熊本地震においても、インフルエンザやノロウイルスの集団感染が発生し、以前より避難所における集団感染のリスクが指摘されたようであります。

考えてみれば、避難所ほど密閉、密集、密接する場所はありません。いつ発生するか分からない自然災害に対して、本格的な出水期を前に、県のガイドラインに沿った一日も早い体制整備が必要不可欠であります。

そこで伺います。避難所における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインの策定状況について、また、現在想定される課題等があればお知らせください。

次に進みます。

次に2、住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進について伺います。

先月の産業建設常任委員会において、改定版となる米沢市公営住宅長寿命化計画が示されました。社会経済情勢の大きな変化の中、さらなる住

宅のセーフティネットの重要性は高まっている一方、平成29年3月に、上位計画となる公共施設等総合管理計画が策定され、持続可能な公共サービス提供に向けた適正戸数が検討され、保有総量の削減が示されたことは皆様も御承知のとおりであります。

長寿命化計画には、目標年次である20年後、2035年度までの削減目標は保有総量（延べ床面積）の20%、住居戸数に換算すると180戸分に相当し、現在の656戸から476戸まで削減するとの方針が示されておりました。

しかしながら、前段でも述べたとおり、高齢者、障がい者、そして子育て世代等の住宅の確保に配慮が必要な方に対する住宅セーフティネットの担保が公営住宅には求められております。計算式の詳細については割愛させていただきますが、要支援世帯数の推計等を勘案し、目標年次となる2035年度には、公営住宅の必要戸数を455戸と算出しており、削減目標476戸に対して455戸の需要を見込んでいるわけですから、計算上は21戸の余剰となります。

しかしながら、必要戸数はあくまでも将来を見越した推計であり、実際の需要が大きく変化することは容易に予測されます。

そこで今回は、住宅確保要配慮向けの民間における賃貸住宅の供給促進に努めるべきではないのかとの趣旨で質問いたします。

本市のみならず、日本国内において、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅の増加が見込めない状況において、国土交通省は2017年10月に新たな住宅セーフティネット制度を施行いたしました。要配慮者の入居を拒まない住宅、登録住宅を計画的に整備するために、登録住宅の改築補助や入居者への居住支援を行っていくというものになります。もっと簡単に言えば、民間の賃貸物件に住宅セーフティネットの一翼を担ってもらおうという政策であります。

今後、公営住宅の計画的な削減を目指す本市に

とって、この登録住宅の供給促進は極めて重要な課題であると私は捉えておりますが、当局におけるこの制度の必要性及び考え方について伺いたいと思います。

そして、次に移ります。

最後の3番目、地域循環型経済の構築について伺います。

1970年代に爆発的に自家用車が普及いたしました。大規模な道路改良、都市部近郊でのバイパス整備が全国的に行われ、車の流れに合わせるかのように、住宅や企業、ショッピングセンター等の郊外流出が始まります。中心部に取って代わり、にぎわう中心部郊外の沿線には、大型家電量販店、ファミリーレストランなどの大手チェーンの店舗が乱立し、地方の主要沿線は全国一様の景色となっていました。

郊外に大型店舗が乱立することで、本来の地域需要を大きく超える商品供給が行われ、地元商店街と大手チェーン店との顧客争奪戦が始まり、物量に勝る大手になすべなく、地方の多くの中心部はシャッター街となり、活気を失っている状態です。

さらに、この状況を深刻化させている事例として、少子高齢化や人口減少等の影響により、地方におけるマーケットとしての魅力が低下し、郊外から大手の撤退が始まり、内・外から、まちの崩壊が進んでいるという問題も懸念されております。

外的要因に屈しない、地域に根を張った地域経済、商店街の再生のためにも、地域内における「ひと・もの・カネ」の循環を活発にし、地元産業の振興、そして雇用を生み出さなければなりません。

また、この実現には、消費者である我々の意識改革も必要です。農産物、伝統産業、優れた製品、老舗企業といった地域資源や地域産業についての理解を深め、地域愛を醸成することは、地域循環型経済構築の強力な推進力となるはずです。

また、企業や商店側も同様だと考えます。今や

ネット社会、ボタン一つでほとんどのものが安価で気軽に購入できる世の中となりました。こういったネット販売や大型店舗との競争に勝ち、地元の企業や商店が消費者を取り戻すためには、商品の品質やこだわり、ほかにはないサービスを提供していくということの努力も必要であると考えます。

そこで伺います。

地域循環型経済の構築に向けて、本市ではこれまでどんな取組を行ってきたのか。その成果と市民意識の醸成についての見解を伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

〔森谷幸彦市民環境部長登壇〕

○森谷幸彦市民環境部長 おはようございます。

中村議員の御質問にお答えいたします。

私からは、1の避難所における新型コロナウイルス感染症対策についての御質問にお答えいたします。

初めに、山形県避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを受けての本市の取組状況についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染が終息していない状況にある中で、避難所を開設するような自然災害が発生した場合に備え、国は「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」を文書により全国の都道府県及び市町村に通知しており、県はこれを踏まえて5月に各総合支庁単位で各自治体の防災担当者を対象に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応検討会議を開催し、市町村における課題や検討状況を把握した上で、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを策定し、公表しました。

このガイドラインは、感染予防の観点から、3密の回避、基本的な感染防止対策の実施、体調不良者への対応の3つのポイントをまとめたもので、注意点や具体的な方法が例示された内容とな

っております。

本市においては、県のガイドラインを受け、避難所における感染症対策を徹底するため、本市独自の新型コロナウイルス等感染症を踏まえた避難所運営方針を新型コロナウイルス感染症対策本部において確認しております。

運営方針の基本的な考え方としては、5項目を挙げておまして、避難所の過密状態防止、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底、避難者スペース及び新たな避難所の確保、避難者自身の感染予防、感染拡大防止措置の理解と協力、感染が疑われる避難者への適切な対応について挙げております。

これら県のガイドラインや本市の方針に基づくこれまでの本市の取組状況といたしましては、1つ目として、避難所の過密状態を回避するために、本市が指定した避難所への避難だけでなく、災害による危険のない親戚や友人宅等に避難する分散避難という考え方を、ホームページ及び広報よねざわ6月1日号に掲載して、市民に周知しております。

次に、2つ目として、避難所の衛生管理及び避難者の健康管理を徹底するため、本定例会に提案した補正予算により、避難所において感染予防に必要なパーティション、非接触型体温計、アルコール消毒液やマスク等の備蓄品を購入したいと考えております。

また、避難所生活においては、現在、ホールや体育館の床にじかに横になるのではなく、身体への負担軽減、ほこりの吸引を防止するなど、健康面及び衛生面に考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症対策としても有効とされている段ボールベッドの利用が主流となってきたことから、県内の段ボール製品製造企業との間で、段ボールベッド、シート、間仕切り等を供給していただく災害時応援協定の締結を進めるとともに、その購入、備蓄についても検討してまいります。

次に、3つ目として、新たな避難所の確保の観点から、市内のホテル、旅館等、民間宿泊施設を避難所として活用できるよう、災害時応援協定の締結を進めており、災害弱者である高齢者や障がいをお持ちの方、乳幼児、妊産婦などが健康を害することなく避難生活を送れるようにしたいと考えております。

続いて、4つ目として、避難所における避難者自身の感染予防、感染拡大防止対策として、避難の際の持ち出し品に、従来の非常食や携帯ラジオ、医薬品に加えて、新たにマスク、消毒液、石けん、体温計などを準備していただくよう、広報よねざわ7月1日号と一緒に防災マップの追録版を配布して、市民に周知したいと考えております。

最後に、5つ目として、感染が疑われる避難者への適切な対応についてですが、避難者の受付時に健康状態を記入するチェックシートを準備するとともに、検温のための非接触型体温計、体調不良の方を一時的に収容する専用スペース設置に必要なパーティションを購入したいと考えております。

また、避難所全体のレイアウトや、一般の方と感染が疑われる方との動線を分けることなどをマニュアルに盛り込むことで、避難所における感染予防に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策を考えた場合に想定される本市の課題は何かについてでございますが、1つ目の課題は、避難所運営体制の構築についてであります。災害の発生により避難所を開設、運営する場合、新型コロナウイルス感染症対策として、可能な限り多くの避難所を開設する必要があります。

本市といたしましては、市指定の避難所以外に、ホテルや旅館等の活用についても進めてまいります。これにより市役所本来の業務を最低限維持しながら、より多くの職員が避難所の開設や運営に携わることになります。

しかしながら、現時点において、避難所ごとの

職員の指定や感染症対策を盛り込んだマニュアルの作成は完了しておらず、また職員に対して、避難所開設や運営はもちろんのこと、避難所となる施設の管理者や職員との連携を含めた研修や訓練が未実施であり、まずはこれらのことが大きな課題として挙げられます。

なお、これらにつきましては、できる限り早期に実施することで、いつ発生するか分からない災害に備えてまいります。

2つ目の課題は、分散避難の意識が市民に十分浸透していないことについてであります。

過去の大規模災害における報道では、避難所で生活している映像が映し出されてきたことから、災害時に避難するところは避難所と考えることが一般的であるため、災害時は避難所が過密状態になることが懸念されます。

避難とは、「難」を「避ける」ことであり、安全な場所にいる人は、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。

また、分散避難として、在宅避難や旅館、ホテル、親戚や友人宅等へ避難することも有効な選択肢となりますので、今後は繰り返し市民に周知してまいりたいと考えております。

以上、課題を挙げさせていただきましたが、このほかにも解決すべき課題は存在すると思われまますので、それらの洗い出しを進めながら、一つ一つ解決することで、コロナ禍における災害の発生に備えてまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

〔星野博之建設部長登壇〕

○星野博之建設部長 私からは、2の住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の供給促進について、お答えしたいと思います。

国土交通省において、平成29年10月25日に住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる住宅セーフティネット制度の一部を改正する法律を

施行し、空き家、空き室を活用した住宅セーフティネットの機能強化を軸とした制度が追加されたところでございます。

この制度は、主に3つの柱で構成されてございます。

1つ目は、一定の基準を満たす住宅（アパート等含む）の県への登録。2つ目は、登録住宅の改修に対する支援、入居への経済的支援。3つ目でございますけれども、住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援で構成されてございます。

山形県におきましても、平成30年3月に住宅確保要配慮者向けの賃貸住宅の供給促進を目的に、山形県賃貸住宅供給促進計画を策定し、現在、県内で19棟343戸、うち米沢市は5棟95戸が登録されているというような状況でございます。

本市につきましては、平成29年3月に策定されました公共施設等総合管理計画において、今後20年間に公共施設等総延べ床面積の保有総量を20%削減する目標が掲げられました。

住宅セーフティネット制度の中核であります市営住宅についても、保有総量を削減する方向となるため、今後は住宅確保要配慮者に対して民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する必要があると考えてございます。

現在、住宅セーフティネット制度に対する施策は有していないところでございますが、検討を重ねながら、計画的な整備を目指してまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、3、地域循環型経済の構築についてお答えいたします。

地域経済は、地域の暮らしを支える経済基盤として、多くの中小企業、個人事業主、複合体となる各商店街等により成り立っており、それぞれが活性化することにより、地域全体の活力へとつながっていくものと考えております。

本市が抱える課題の解決や将来に向けた地域のにぎわい創出のためには、地域内による経済の循環が大変重要であると認識しており、これまでも本市における地域循環型経済の構築に向けた取組を継続的に推進してまいりました。

本市の具体的な取組といたしましては、本市が行う物品等の購入や工事の発注、委託業務など、様々な業務において、地元で対応可能な業務については優先的に地元の事業所を利用することや、市内小中学校の学校給食においては、地場産農産物活用事業により、地元の農産物を食する機会を提供して、地産地消を推進しております。

また、地域内の魅力的な商品やサービスを再認識し、地域に対する愛着と誇りの醸成につながる米沢ブランド戦略事業を展開しており、昨年開催されました米沢品質AWARD2019におきましては、米沢品質AWARDとして選出されました商品やサービスが米沢ブランドとして確立され、将来の米沢を担う逸品として、本市経済を牽引する事業の一つになることを期待しているところです。

さらに、このたびの新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策事業といたしまして、市民限定の市内宿泊施設等での宿泊や、食事を楽しむ日帰りプランをお得に利用できる宿泊事業者緊急支援事業、市内飲食店等を複数店舗利用することで割引特典が受けられる米沢市飲食店等応援パスポート事業、さらには米商連共通買物券「愛の商品券2020」事業によるプレミアムつき商品券の販売事業など、市内経済の景気浮揚を図るとともに、地域内経済の循環につながる事業を準備、実施しているところであります。

ほかにも、個々の店舗の魅力を高めるため、各店の特色あるお勧め商品や消費者のニーズを反映させた商品開発を行い、店舗自慢の逸品を広くPRすることで、店舗への集客力と認知度の向上を図ることを目的とした、一店舗一名物開発事業や、各店舗の店主等から専門的な知識やプロのコ

ッなどを気軽に学べる講座を開催することで、多くの方々が店舗に足を運ぶ機会をつくることを目的としました、まちなかゼミナール事業も人気の事業として好評を得ております。

また、消費者、企業それぞれの浸透状況に関しましては、市としては具体的な意識調査等を実施したことがないため、把握はできていないところですが、地元における消費を促進する事業等の継続的な実施に加えまして、ホームページ等を活用した地域内経済循環の意義の周知に努めることで、市民、企業それぞれへの意識づけと地域内経済循環の形成を図っていきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） それでは、質問席から再質問させていただきたいと思います。

まず順番に、避難所における新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

感想としたら、残念だ、遅過ぎるという印象を持ちました。なぜならば、最近、テレビでニュースを見ますと、特に大規模な災害を経験した自治体を中心に、既に新たな対応策での、現場での訓練等が実施されているというような報道がなされておりました。そのインタビューなどを聞いてみると、やっぱり今まで以上に苦労も多いし、人手も要るし、相当大変な運営になるだろうというようなことをおっしゃっていました。

逆にまだ、その訓練にも至っていないということですが、これは相当急いでやっていただかなくてはならないなという印象を持ちました。

その中で、まず、先ほど答弁にもあったように、これから新たな運営となれば、例えば健康チェックであったり、体調不良者の方にとしっかりと専用スペースを設けたりということで、今まで以上に人員が必要になるということが簡単に予想できるわけなんです、どうなのでしょう。

基本的な考えとしては、やはり職員のみで運営

していくというスタンスになるのか、その辺の人員の確保という点に関してはどのようなお考えなのでしょう。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 現在、まず避難所ごとの業務に携わる職員の指定についてはほぼ完了しておりますが、これから庁内調整を経まして本人に通知するという流れになっていくと思います。

その職員だけでは当然ながら避難所の運営は立ち行かないと考えておりますので、やはりその施設の管理者、職員でありましたり、さらには地域の方々、特に自主防災組織を結成されている町内がありましたら、そういう方々のお力を得ながら運営をしていくということになっていくと考えております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 分かりました。

あとは、今度は収容に関してのことなんですけれども、県のガイドライン、私も読ませていただきましたが、やはりできれば2メートル以上離す、最低でも1メートル離すということが書いてありました。

あのままでいけば、今までの収容人数から、想定よりも相当、収容人数が少なくなるんだなど。だからこそその民間との協定ということのお話が出てきたんだと思うんですけれども、まず、その前にしっかりと、密を避ける避難者を配置するには、ちゃんとその各避難所ごと、多分60近い避難所があると思うんですけれども、その避難所ごとの割りつけ図というか、レイアウト図を早急にまず作っておかないと、現場でどうするではもう対応が利かないと思いますので、当然そういったレイアウト図などもこれから作っていくお考えなのか、お知らせください。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 市内には65の指定避難所があるわけなんですけれども、今、議員おっしゃったように、各避難所ごとの避難スペース、居住ス

ース等のレイアウトについては、正直に申し上げて、作成しておりません。

今後、指定された職員とともに、現場を見ながら、施設の管理者と協力しながらになりますけれども、レイアウトを作成して、スムーズにまず避難所が早く開設できるように努力していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） それと、今回の補正の中で必要用品を購入されるということで、多分ガウンとか手袋とか、そういったものも買われるんですかね、感染対策として。

それで、私が見たニュースで、ちょっとその方が言っていたのか、キャスターの方が言っていたのか忘れたんですが、やっぱり感染症に対しての知識がない方が使っても何の意味もないと。要するに、避難所運営に当たるスタッフの方がその知識を持っているということが大前提になるということなんです。

ですから、もっと言えば、やっぱり市の職員の全ての方が感染症に対しての最低限の知識を有しているということが大前提になろうかと思えます。

そういった意味では、いつ、そういった周知を図るのかということも大きな問題になろうかと思えます。

そういったものの今、計画というのはおありなんでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 具体的な時期はまだ明らかにはしておりませんが、避難所ごとに指定された職員に対しまして、まず研修を実施したいと考えております。当然、避難所の開設、運営に関わる研修になるわけですが、できましたらその中で、例えば保健所の職員等、専門の方に来ていただきながら、ウイルス感染症のいわゆる知識、そういったものについても研修できるように考えていきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 災害が起きなければ避難所ごとでいいんでしょうけれども、いつ起こるか分かりません。そのペースでやったら、いつ終わるのかも分からないわけなので、最悪でも、初見の人が見ても分かるようなマニュアルは、少なくとも各避難所には至急備えていただきたいということは強く申し上げたいと思います。

それと、新たな民間施設との——先ほど壇上での——協定というお話なんですが、これは考え方としてはあれなんでしょうか。例えば、旅館とかホテルであれば、その期間、市が借り上げるというような考え方になるんですか。それとも、やっぱり提供、基本的には協定という形で、災害時には提供していただくという考え方になるんでしょうか。その辺教えてください。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 どういう表現が正しいかどうかですが、借上げという形になると思います。当然ながら必要な経費については市から出させていただきますと。後ほど国の支援もあるかと思いますが、一旦はそのような形になるのではないかと考えております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 避難所の指定で、少し私からお願いがあるんですが、直近の大きな災害を見ると、新たな形として、車を使った車中泊の避難というものが大きく目立ったようです。何が問題かという、あちこちに点在するので、避難者の方の把握にかなり難儀されたということのようであります。

ということは、何を申し上げたいかといえば、場合によってはグラウンドを開放する、そういった平場ですね、もし車を使う場合には、ここを利用してくださいと。そういった周知も新たな、今回のコロナウイルスに対応して、人と接したくないという中で、車に避難するということも容易に想像できますので。

ぜひグラウンド、平場、例えば、あとは洪水マップであれば、浸水エリア外の平地、そういったところもピックアップしていただき、周知してほしいなと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 グラウンドという観点からいえば、これは学校関係者との協議になるわけですが、現在、避難所として指定されている小中学校、高等学校のグラウンドが想定されると思います。

そういった方々につきましては、それなりの、避難所の方と同じような支援をさせていただくわけですが、今のところは、そのほかのグラウンド、平場というふうなところについては指定は行っておりませんので、なお、今のような御提案でございますので、そういったところがあるのかどうかも含めて、検討させていただきたいと思います。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 今後、この対応については、何か追録版、追加版的なものを発行されると。何か冊子みたいになっているようなものなんですかね。この防災マップにぺろっと挟んでおけるようなものなんですか。それを作られるということなので、ぜひという趣旨から何点かお話しさせてもらいたいと思うんですけれども、これは聞き取りのときもお話ししているので、直接この避難所のコロナウイルス感染対策とは関係してこないんですが、このマップ、特に洪水エリアから見れば、以前のものから比べると相当、浸水エリアが大きく広がったものと考えております。

何を言いたいかというと、今まで当たり前に避難所だろうと思っていた学校でありコミセンが、洪水の場合は避難所として使えないというような場所も相当数出てきておりました。

例えば、私の地元でいうと、北部地区でいえば、北部小も洪水の場合には避難所として使わないと。それと、金池のこちらは、置賜総合文化セン

ターも避難所としては使わない。これをどれだけの方が分かっているのかなと思います。

特に北のほう、六郷、塩井、広幡と窪田、ここだと、ほとんどの小学校、中学校、コミセンが避難所として使われていないというような状況です。

これを、私はちゃんと通知したほうがいいと思うんですよ。これを配ったから終わり、知っているはずではなくて、追録版が出されるのであれば、やっぱり人としては、学校、コミセンに行けば安全だという意識は持っていらっしゃると思うんですよ。

仮に、マル・バツと書いてありますけれども、じゃあ具体的にバツの方はどうしろというような記載はないです。

せっかくそういう追録版を出すのであれば、洪水の場合は、ここは使えないよ、コミセンは使えませんと。早期に別の場所に避難してほしい。そういったところも併せて通知してあげることが早期避難にもつながるでしょうし、せっかく避難したにもかかわらず水難に遭ってしまうとかね。今ちょっと水害を中心に話しましたが、それでも、そういったことを防ぐという意味では、再度の通知、通達というものは大事なことだと思うんですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 7月1日号に折り込みます追録版であります、それほど大きなといいですか、広いスペースが取れるわけでございますので、その割に入れ込むような情報はたくさんございます。

今、御指摘、御提案のありました内容についても非常に重要かと思っておりますので、スペースを割きながら、何とか通知できるような形で作り込んでまいりたいとは思っております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） それは市報の一部のページを使ってということなんですか。要するに、

皆さん、この4月1日にもらった防災マップを常備されているはずなんです。ここには、感染症に対応した指針は何ら示されていないんですね。ホームページで分散避難のお話だったり、備蓄品のお話をされましたけれども、それを広報で告知しては、最終的に市民が保存しているものは、やはり配ったこのマップ。

だとすれば、ここにちゃんと挟めるものなのか。私は、場合によっては大きく避難所対応が変わるのであれば、改訂版を出すというくらいの覚悟も必要なのではないかなと思うわけです。どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 森谷市民環境部長。

○森谷幸彦市民環境部長 追録版に関しましては、広報のページに掲載するものではなくて、別刷りで折り込みという形になります。

おっしゃったとおりですが、今回の防災マップにはコロナ対策への対応については一切記載しておりませんので、それを中心的に盛り込みたいとは考えておりました。

改訂版につきましては、やはり作成し4月に配布したばかりですので、まずはこのたびの追録版で、先ほど議員、御提案の内容等も含めて検討させていただきながら記載をして、市民に広く周知していきたいと思います。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 配布したばかりですが、中身が違えば何の意味もないわけですから、その追録版がぼいっとならないように、先ほど言ったような中身もぜひ精査していただいて、検討いただきたいなと思います。

もう雨がいつ降ってもおかしくないわけで、多分現場ではやるのが山のようにあると思うんですよ。私は、優先順位は極めて高いと思っておりますので、ぜひ中川市長、リーダーシップを発揮していただいて、避難所の備えに取り組んでいただきたいということを強く申し上げたいと思います。

それでは次に進みまして、次はセーフティネット住宅について伺いたいと思います。先ほど答弁の中でも、必要性を認識し、今後検討していきたいというお言葉を頂戴しました。私も、まさにそのとおりだと思ひまして、やはり何らかの政策的に目標とかを持って進めないと、黙って勝手に民間で登録住宅がぼこぼこ増えていくんていうことはあり得ないと思っております。

そういった意味では、年次的にどのように整備していくのかというような計画、もしくはその整備する戸数の数値目標というものを現場として持つべきではないかと考えるわけですが、改めて部長、お考えをお聞かせいただければと思います。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 目標戸数でございますが、山形県賃貸住宅供給計画の中で、供給戸数の目標値につきましては、令和2年度末において、県全体で3,500戸となっているところでございます。

しかしながら、市町村別の目標値は示されていないところでございますので、将来、米沢市賃貸住宅供給計画を策定する場合に、今後の市営住宅の用途廃止の進捗状況や、その他必要な調査、民間の需要調査を行いながら、目標値の戸数の設定に努めてまいりたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 県の目標というようにおっしゃってもらったように、やはり市の実情に即した必要戸数を出すことが極めて重要かと思ひますので、ぜひその視点を忘れずお願いしたいわけでありすけれども、ここで申し上げておきたいことが、実はやっぱりこの登録住宅、民間のセーフティネット住宅というものはなかなか進んでいないという現状だと思います、全国的に見ても。たしか1万何千、6割か7割くらいが1社が独占して公共施設の住宅を借り上げてやっているというような状態で、なかなか一般の大家さんがこの制度に登録しないという現状があるん

です。

なぜかといえば、今までどおり一般の入居者を入れている方が、わざわざ専用住宅に変えるメリットがないからということに尽きるかと思えます。当然、高齢者の方とのトラブルの御心配であったり、入居後のフォローであったり、そういったことを心配されているオーナーさんが全国で多数いらっしゃるというようなお話も聞いております。

では、どうやって増やすのかといえば、やはり専用住宅にするための改築費用を補助する。今、国でも出しておりますが、米沢市以外のほかの一部の自治体では、補助金を出している自治体もあります。改築に補助するから、このリフォームを機に専用住宅にしてみないかと。あとは、そこに入居される方への家賃補助であったりとか、そういったものを複合的に合わせて、何とか少しずつ上げていくものだと考えております。一気に増えません。

ですから、そういった補助というものもぜひ早いうち、例えば来年度から実施してみてもどうかというような御提案でございますが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 米沢市まちづくり総合計画第3期実施計画において、令和4年度から事業を計画している状況でございますが、国や県の補助金等を勘案し、市の内部で協議を行いながら、事業の実施について検討してまいりたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） ぜひ実施、検討を前向きにお願いしたいわけですが、さらに、これは建設部だけではなくて、やっぱり福祉面との連携も大事だと思います。

なぜかといえば、やっぱり高齢者、例えば独り暮らしの方、こういった方々をどう入居サポートしていくのかということが課題のようでして、や

はり高齢福祉サービスの事業者が専用住宅を運用しているというようなケースもあるようです。そういった場合だとスムーズな入居もできるということで、併せてそういった高齢者の支援という視点も、単に賃貸住宅、専用住宅を増やすという視点ではなくて、いかにその後のサポートをしていくかという視点も大事になってこようかと思っております。

その横の連携も含めながら、ぜひ早期に前向きな検討をお願いしたいと思うわけですが、どうでしょうか。再度お願いします。最後にします。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 福祉部門と連携をしながら、おのおのでできること、できないことがございますので、連携を図って事業を進めてまいりたいと考えてございます。

議員からは来年度からというようなお話でございますけれども、まずは内部で検討させてもらいまして、一日でも早い事業をできるよう、協議したいと思います。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） 分かりました。理解しました。

制度をつくったから、すぐできるというものではありません。やはり現状の状況がどうなのかとか、まず現状分析も必要でしょうし、そういったことをしっかり重ねた上で、事業実施に結びつけていただきたいと思います。

次に、最後に地域循環型経済の構築についてということで、大分、本市においても、かなり取組、ブランド事業を含めて行っていただいたんだなと実感はしておるんですが、やはりまだまだ地元の消費という観点では、市民の意識の醸成は十分とは言えない、まだ程遠いという状況ではなかろうかなと考えるところであります。

今回、補正予算で、商品券の事業を行うわけがありますけれども、まさにこの事業は地元の消費喚起を促すという起爆剤になろうかと思うんで

すが、私は、でも1つだけ、あまり好きではないところがあるんですよ。

何が好きではないかという、事業自体は何も問題ないんですよ。でも、これは宣伝を間違えると、お得だから買ってください、市民の皆さんと。これはプレミアムがつくから買ってくださいではなくて、皆さんで消費して自分たちのまちを守りましょうというPRをしてほしいんですよ。

そもそも市民の消費活動のほとんどが地元商店街にあるようであれば、こんな事業をしなくとも、常に消費は起きているんですよ。それが無いから、この事業をするんですね。

それを、ただ得だから買えと言え、やっぱり一発で終わってしまうんですよ。何でこれにプレミアムをつけて、商店街で買物をするということは、後々、自分たちのまちを守ることにつながるんだというところまでストーリー性をつくって市民に示さないと、ラッキーで終わってしまうんですよ。

だからこそ、私はこの事業をやることと同時に、改めて地域循環の消費の大切さ、必要さというものを訴えていただきたいのと、改めて告知していただきたいと思うわけですが、部長、どうでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 御意見ごもっともで、私もそのように思っております。

そのためにも、やはり市民の皆様に選んでいただく商品やサービスを提供することも大事だということを考えておりますので、まずは今回、同じく臨時会で認めていただきました消費喚起促進事業補助金等を活用しまして、地元の商店街を中心としまして、様々なブラッシュアップをしていただきたい、宣伝をしていただきたいと思っています。それと同時に、我々も市民の皆様に、地元での購買、購入をすることで、地域経済を活性化していただきたいというような発信をしていきたいと思っています。

ちょうど定額給付金の通知の際に、市長からのお願いのメッセージもございました。市民の皆様のお力をお借りして地域経済を活性化させていくことが、今、大きな課題、命題だと思っておりますので、そのように発信してまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) 給付金の際の市長のメッセージですね、辞退しないで地元で使ってほしいというのはすごい好評だというふうな市民の声は聞いておりました。

ぜひ、この事業に関しても何らかの形で、単にプレミアムがあるからぜひ買ってくれではなくて、その先に何を市として見据えているのか、何を守ろうとしているのか。そして、行く行くは自分たちのためになると。自分たちのまちを守ることにつながっているというところのストーリー性を描いてもらって、ぜひ周知に努めていただきたいなと思います。

もう一点が、地域循環型経済といっても、非常にまずその経済そのものが実態がないものでして、なかなかこれを数字で捉えたり、そのよしあしを測る物差しもないというような状況でなかろうかと思います。

逆に、この循環型経済を推しはかるような、何かそういった、過去にデータを取ったりとか、そういった指標なんていうものは今現在お持ちですか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 なかなか、どういう現状分析をするかということが、把握が難しいということで、そのような数値を考えたことは、申し訳ございません、ありません。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番(中村圭介議員) そのとおりだと思いますか、やっぱりこれを捉えるということは大変な作業だとは思いますが、今日は、でもそれを捉えるための現状分析を行ってはどう

かということを申し上げたいと思います。

やはり、今の米沢市の経済構造を分析することで、様々な問題が顕在化してくると思うんですよ。その問題に即した投資をすることで、より経済の足腰を強くするための近道が見えてくるということだと思うんです。

簡単に言えば、この米沢で生み出された付加価値をいかに外に出さないかということでしょうし、あとは、いかに中間投資ですね、地元で賄えるものは地元で賄っていくというところを強くしていくとか、そういったところを、イメージでは分かるんですけども、実際、米沢市でどうなっているのかというのが分からないので、何ら手だても打てない状況なのではないかなと思っています。

どうでしょうかね、ないですかね。例えば、やっぱりこれは会社の経営という観点だから、私はいいとか悪いという話ではなくて、当然経費の都合で、市内で調達できるのに、県外から大量に仕入れているというような企業が例えばあったとすれば、それを何らかうまくマッチングして、補助して、地域内での仕入れを生めば、中間投入の経費も浮くし、そして、そういった意味では付加価値の流出も防ぐ。ということは、実は我々の消費よりも物すごい勢いで地域の循環型経済が生み出されてくるのではないかなと考えるわけなんです。

それが見えてくれば、もしかするとですよ、地域の業者から仕入れるための補助金なんていうものが見えてくるかもしれない。それがいいか悪いかは分かりません。

でも、何もないので、何がいいか分からない。取りあえず、これをやれば何とか消費喚起につながるのではないかという四苦八苦しながら現場でなされている状況かと思うんですが、そういった意味でも、これは相当大変で、お金もかかるかと思いますが、やはり今どういう経済状況なのか、外に依存型なのか、地域内消費型なのか、そ

ういったこともぜひ現状分析していただきたいなと考えるわけですが、その辺はどうでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 これまでも、ものづくりの分野におきましては、地域内受発注を目指して、様々な事業を展開してまいったところでございますけれども、それについてはまだまだ十分な成果を上げられていないというのが実情でございます。

今、御指摘ございましたとおり、事業の推進に当たって、効果的な事業かどうかの判断には、やはり数値的なものがあることが望ましいかなと思います。

難しい課題はいろいろございますけれども、指針等の設定に関しまして検討してまいりたいと思います。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） どの自治体かは忘れましたが、私が調べていたら、1例だけあったんですよ。そういう、自治体が経済構造を調べたと。その書いていた筆者の方、恐らく日本でここだけだっただろうと。家に帰れば分かるので、部長に後でお知らせしますが。

やはりそれを調べたときに、ウイークポイントと強みが見えてきて、たしかその自治体は、農協に納めている米、域内で消費する米を除く部分の米を全量買い上げて、地域でおにぎりや弁当に使って販売したと。その売上げは全部、域外からの収入ということで、要するにお金がすごい回り出したということをたしか書いてあったかと思います。農業の6次産業化なんていうものは、まさに地域内経済をつくっていく上でのモデルだなと思っていますので。

でも、それがなぜできたかといえば、しっかりと現状分析を行ったから。だからこそ見えてきて、じゃあここに投資しようということで、相当な売上げと雇用を生んだというような実例もあるようでしたので、ぜひ御検討いただきたいなと思い

ます。

それと、最後になりますけれども、私は同じような質問を実は平成27年に行っておりました。その際に申し上げたことが、地域の循環型経済といっても、やっぱりびんとこないと思うんですよ、普通の方が聞いても。でも、地域内循環の経済の重要性の見える化をできないかということを私、当時申し上げました。

要するに、それはどういうことかという、付加価値が外に逃げるか逃げないかということを表すということです。例えば、同じ物を、私が、文房具でも家具でも何でもいいんですけど、ネットで買った場合と、地元の商店から買った場合、どれだけのお金が地元に残り、流通するのかと。これは、やってはいけない、悪いではなくて、それを知って消費することと、知らないで消費することには大きな差があると思うんですね。

それであれば、なるほどなど、そういうことかと。であれば、なるべく地元で買えるものは買えばいいよねと。その地元で消費が続けば、米沢にとってどんな未来があるのかということまで示せば、より地元の消費喚起が進むと考えておるわけです。

だから、その見える化というものは本当に、小学生の子供が見ても、中学生が見ても、高齢者の方が見ても分かりやすいようなものができたらいいなというふうに、当時の山口部長に私は言って、おもしろそうだな、考えておくわと当時、返事をいただいたんですけども、部長、どうですかね、ぜひ何かそういったものをつくって、私は地域内消費をどんどん進めたいなという思いを持っているわけですが、手法はどうでもいいんです。それだけ進めてもらいたいという強い思いを持っていますので、ぜひお考えをお聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 現在では、やはり小売業の一番大きなライバルといいますか、それはネット販

売かなとも思っております。

すぐく分かりやすい事例で、そういう展開で何か発信できればいいなと私も思いましたので、少し研究させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○鳥海隆太議長 中村圭介議員。

○17番（中村圭介議員） ぜひお願いします。

いつも最後、中川市長に、1回も聞いていなかった。企業誘致も、中川市長が就任されてから大分進んで、しかも残りの区画も少なくなってきた。だから、私は当然、企業誘致の手を緩めることはもちろんできないんでしょうけれども、やはり次に、同じ以上に目指していかなければいけないものが中小企業振興であり、やっぱり地域の消費を拡大させていくことかと思っています。

大体、今日の私の質問で趣旨は御理解いただいたかと思うんですが、ぜひ市長からも、その考えを聞いていただいて、現場を盛り上げていただきたいと思うわけですが、一言いただいて、質問を終わりたいと思います。

○鳥海隆太議長 中川市長。

○中川 勝市長 就任以来、また議員時代も通しまして、私は常に、地元で賄えるものは地元からと。こういった考え方は終始一貫してまいりました。

そういった中において、今いろいろお話があったわけでありまして。地域経済をどう循環させていくかと。それをどうやって見える化するかと。私は入札でも何でも、こだわっていいと思っております。総合評価、そして地元のそういった部分に対して、どのようにポイントを付与していくかということなども含めまして、ただ、もう一点、先ほど冒頭、演壇で議員お述べになりましたように、消費者の意識改革も私は必要だと思っております。ネット時代でもあったり、または買物に付加価値的なものもあるわけですので。

地元の経済をどう循環させていくかということについては、やっぱりそういったことを我々がどのように今後発信していかなければならないか

ということについても、先ほど御提言いただきました、見える化をどのようにしていくかということと併せて考えていきたいと。このように考えております。

○鳥海隆太議長 以上で17番中村圭介議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

~~~~~  
午前11時09分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、コロナ禍からの学校再開の対策と課題は外1点、6番佐藤弘司議員。

〔6番佐藤弘司議員登壇〕（拍手）

○6番（佐藤弘司議員） 公明クラブの佐藤弘司であります。

早速、質問に入らせていただきますが、私の今回の質問は、新型コロナウイルスの対応に主眼を置いて質問いたします。

まずもって、今般の新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表しますとともに、療養中の皆様にお見舞いを申し上げるところでございます。

また、地域の医療を懸命に支えている渡邊病院事業管理者をはじめとする医療従事者の皆様に心より感謝申し上げる次第でございます。

さて、東日本大震災から9年目を迎えた3月11日、WHOはパンデミック、世界的大流行を宣言いたしました。

当時、米沢市では他人事の感がありましたが、その後も国内に感染が広がり、3月31日、米沢市で県内初の感染が確認されたところです。

翌月の4月7日になって、全国に緊急事態宣言が出され、戦後最大の国難と言われる厳しい状況

に陥りました。

事態は日々刻々と変化する中、ひとまず5月25日、ほぼ2か月ぶりに緊急事態宣言は解除されましたが、これまで東京アラートの発令や北九州市における感染第2波の兆候など、終息がいつになるかは誰にも分かりません。

これまで、世界史上のパンデミックとして有名なものが3つございますが、まず14世紀に流行し、黒死病と呼ばれたペスト。そして、コロンブスによる大陸への上陸で、新大陸に天然痘ウイルスが持ち込まれ、先住民の間で爆発的な感染が広まり、結果、一説では50年間で8,000万人の人口が1,000万人に減少したとされています。さらに、1918年に世界中ではやったスペイン風邪です。世界で5,000万人以上の死者が出ました。膠着状態だった第一次世界大戦が終結したのは、スペイン風邪が大きな要因の一つと言われているところです。

立命館アジア太平洋大学の出口治明学長は、「ウイルスが世界の歴史を塗り替えてきた」と題した寄稿文で次のように述べています。若干長くなりますが、御紹介申し上げます。

人類は昔から何度もパンデミックを経験してきました。人類の歴史はウイルスと共にあったと言っていいくらいだ。認識すべきことは、ウイルスによる感染症は、一種の自然現象だということです。ウイルスは人類誕生のはるか昔、数十億年も前から地球上に存在しています。ホモサピエンスの歴史は20万年ほどですから、ウイルスのほうが大先輩だ。

そんな自然現象であるウイルスの働きを、遅れてやってきた人類がコントロールすることなどできるはずがありません。現在のような知識や対処法がない時代には、パンデミックが起こるたびに世界で何千万人単位の人が亡くなっています。

その経験は、社会の形を変え、人々の意識に大きな影響を及ぼしました。そして、新たな時代を生み出す契機となります。人類の歴史はウイルスによって塗り替えられてきたと言っても過言で

はないのです。

このように歴史を振り返ると、人類は新型コロナウイルスよりもはるかにスケールの大きいパンデミックを何度も乗り越え、生き抜いてきました。そして、その都度、新たな時代を切り開いてきました。

今回のパンデミックに関しても、長い目で見れば、人類全体にとって好ましい結果をもたらす可能性が高いと考えています。

現在、日本では多くの企業が在宅勤務やテレワークを導入するなど取り組んでおりますが、感染拡大防止の取組が、これまでなかなか進まなかった働き方改革を一気に推し進め、ワークライフバランスの実現につながる可能性は大いにあると思いますと指摘、分析をしておりました。

今、国を挙げて進めているところの新しい生活様式が今後常識となり、新型コロナウイルスを乗り越え、市民生活にとっても新たな時代を切り開いていくことを切望し、質問に入ります。

大項目の1つ目、学校の各種対策についてであります。

初めに、約2か月、コロナ対策で休校を余儀なくされた小中学校であります。緊急事態宣言解除を受けて再開されましたが、第2波、また第3波が懸念される中、その対策と課題について、5項目を伺いたいと思います。

まず1番目、オンライン授業、GIGAスクール構想の推進についてであります。

令和3年度の重要事業要望書にも新規要望として掲載されておりますが、その趣旨、目指すところを示していただきたいと思います。

3月の明誠会の代表質問の折、相田代表からも、この件に関しては、るる御質問があったところですが、さらに現在、当時よりも必要性、現実味を帯びているという認識から、私からも再度質問をさせていただくところであります。

その事業要望書に対する趣旨、そして目指すところを示していただきたい。

また、コロナ禍の第2波、第3波や、ほかの災害が発生し、また再び休校となるような事態には、学校と家庭を結ぶオンライン授業は必須であると考えてところです。未来を見据えたその構想、計画はあるのか、併せてお伺いいたします。

2番目、授業での感染防止対策についてですが、文部科学省では、教室内の換気やマスク着用で進めているとしておりますが、感染の可能性が高い学習活動、具体的には、音楽での歌唱指導であったり、家庭科の調理実習、体育科での体が密着する運動、文化祭、学習発表会などはどう対処していくのか、お聞きいたします。

3番目、児童生徒の健康管理についてですが、毎朝の家庭での検温、体調観察は当然のこととして、学校に登校後の消毒や健康観察の体制、発熱等の風邪の症状が見られる場合の対応などはいかがでしょうか。行動マニュアル等は徹底されているのでしょうか。お伺いいたします。

さらに、同居する御家族にも健康管理に努めるよう呼びかけていただくことが大事だと思いますが、いかがでしょうか。

4番目に、体育の授業、部活動の注意点について。

今の質問と重複はいたしますが、密集する運動や近距離で接触する運動の判断、また運動に限らず、吹奏楽など多人数での部活動の注意点はいかがでしょうか。さらに、可能な限り屋外で実施するとか、用具の消毒、手洗いの徹底対策などの見解をお伺いいたします。

5番目に、年度内に学習内容を終了できるのかという点についてお伺いいたします。

文部科学省では、学習内容の年度内終了が難しい場合、最終学年以外の児童生徒、いわゆる中学3年生、小学校の6年生以外の児童生徒には、次の学年、さらに翌々学年に移すとの特例的対応を認めることが示されておりますが、実際このようなことが学校現場として可能なのか、お聞きいたします。

次に、休暇の件でもお伺いいたしますが、長期休暇、夏休み、冬休みの休暇の短縮について、米沢市教育委員会の見解が新聞報道でもありました。大分短縮になるようです。コロナ感染症による休校を挽回するための学習の消化も大事であります、児童生徒に対する精神的なケアなどフォロー体制はどのようにお考えか伺います。

次に、大項目の2点目、地方創生臨時交付金の活用と計画について伺います。

この交付金の使途については多岐にわたりますが、2点について本日はお伺いいたします。

まず第1点は、独り親世帯支援の取組についてであります、市単独の給付金事業と国の特別給付金事業の考え方についてお伺いいたします。

市単独の給付金事業については、本6月定例会に上程され、審議後、可決されれば、子供さんお一人当たり1万円が支給されるということで、子育て支援に資することができる。

一方で、国の低所得者独り親世帯支援も含まれた第2次補正予算が5月27日、閣議決定されました。今国会会期末が6月17日ですので、近日中に多分、明日あたりに成立するものと思いますが、そこでお伺いいたしますが、市単独の事業と、国の特別給付金事業、いわゆる低所得者独り親世帯に5万円で、第2子以降3万円を加算するという、市と国の2段階構えの支援を行うものなのか確認いたします。お答えください。

次に、新庁舎建設にこの給付金を活用すべきではないかという質問であります、今日まで米沢市の新庁舎の工事は無事故で、またコロナ感染の影響もなく、着々と現在まで工事が進んでおります。

今後の社会活動も、新型コロナウイルスと共存していくくらいの覚悟で生活する必要があると思います。

新庁舎建設においても、完成までに間に合う工程については、ハード、ソフト両面において、新たな生活様式となるコロナ感染防止に対応でき

る換気の設備とか、庁舎のデスク等々のレイアウト、また人の動線などを要望いたしますが、見解をお伺いいたします。

なお、この質問の地方創生臨時交付金を活用すべきでないかという部分で取り上げた意図がありますが、第2次補正予算の案で2兆円が計上される予定であります、その配分については、家賃支援を含む事業継続や雇用維持などの対応に1兆円、そして新しい生活様式などの対応に1兆円となっていることから、後者の部分で庁舎建設の設計着工をした後に、このコロナ対策が浮上した形の米沢市の庁舎について、例えば換気設備能力に今となつては不安という部分があれば、この臨時交付金の活用で対処できるのではとの意図で質問をしたところでございますが、今後、完成まで、新しい生活様式になるべく合致できる新庁舎を目指して、建設を完成まで進めていただきたいという意図での質問でございますので、答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

以上、壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、1のコロナ禍からの学校再開の対策と課題についてお答えいたします。

初めに、GIGAスクール構想の推進とオンライン授業についてお答えします。

本市では、GIGAスクール構想実現に向けて、令和元年度、2年度の国の予算措置を活用し、児童生徒が一斉に動画等を視聴できる高速大容量ネットワーク環境と、児童生徒が1人1台使用できる端末の整備を目指します。

1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たち一人一人に個別最適化され、資質、能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現できるものと捉えています。

また、オンライン授業については、その実現のために、次の3点を準備していくことが必要と考えています。

1つ目は、家庭のインターネット環境の確認と整備です。各家庭への調査から、インターネットへの接続が可能な家庭は9割程度であることが分かりました。今後は、家庭のインターネット環境がオンライン授業や動画配信に対応するかなど、詳細について確認するとともに、インターネット環境の整っていない家庭への対応方法について検討していきます。

2つ目は、教員のICT活用能力の向上です。ウェブ会議システムの利用や授業における積極的なICT活用によって、これまで以上にICT活用能力を高めていきます。

3つ目は、児童生徒の端末操作スキルの向上とモラルの育成です。日々の授業の中で、操作スキルとモラルを身につけさせていきます。

以上の3点について準備を行い、まずは健康観察等のコミュニケーション活動から始め、教材や講義の配信へと段階的に進め、オンライン授業に結びつけていきたいと考えております。

次に、不登校対策としてのオンライン活用ですが、本市においても不登校は大きな課題となっております。オンライン授業の手法を活用すれば、教室に入れない児童生徒も同じ授業を受けることができ、今までにはない学習機会を得ることができます。さらに、オンライン活用が、教室に入れない児童生徒のコミュニケーション力や人との関係を構築する力を育む手段とできないか研究してまいります。

次に、感染リスクの高い学習内容が多い教科や学校行事での感染防止対策についてお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の基本として、3密を避けることや新しい生活様式を意識して社会生活を行うことが求められております。

学校においても例外ではなく、3密回避と新し

い生活様式の徹底を図っております。学校は、多くの児童生徒が教室や体育館などで集まって学ぶ場所でもあります。だからこそ、児童生徒の大切な命を守ることを最優先に考え、授業や学校生活における感染予防対策は、文部科学省や県から出されたマニュアルやガイドラインに沿って対策を取っております。

感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い学習活動の例として、音楽における室内での児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器演奏、小学校の家庭科、中学校の技術家庭科における児童生徒同士が近距離で活動する調理実習、体育や保健体育における児童生徒が密集する運動や、近距離で組み合ったり、接触したりする運動などがあります。それらの年度内実施を目指し、単元の組替えや授業形態を工夫するなどして対応してまいります。

また、学校行事につきましても、3密を避けることができないものは、現在は実施しておりません。そのようなものも延期したり、感染予防対策を工夫したりして実施できないか検討しているところです。

今後も、児童生徒の健康、命を守ることを第一に考え、マニュアルに沿った適切な対応を基本にしながら、工夫して対応してまいります。

次に、学校における児童生徒の健康管理についてお答えします。

家庭での毎日の検温は、県で作成された検温記録カードなどを活用して、臨時休業中から行っており、登校した際に回収して確認し、一人一人の体調管理の把握に努めております。

また、登校してからの児童生徒の体調の観察は今まで以上に気を配るようにしています。

さらには、共有せざるを得ない設備、用具、道具等は、使用前や下校後に必ず消毒するようにするなど、マニュアル、チェックリスト、ガイドラインに沿って、感染の予防や拡大防止を徹底しております。

児童生徒の風邪等の症状が見られた場合についても、感染を最小限に抑えることができるよう、マニュアルに沿った適切な対応を徹底しております。

次に、部活動における活動内容による可否判断についてお答えします。

まず、可能な限り、感染及び拡大リスクを低減させながら、段階的に部活動を拡大して実施しております。また、県の新型コロナウイルス感染症を踏まえた部活動のガイドライン、部活動再開時のチェックリストを使用して、感染防止対策の徹底を図りながら実施しています。

部活動においても、3密の回避と新しい生活様式に沿った活動が基本となります。例えば、柔道、剣道、相撲などでは、近距離の対人練習は行わないこと、チームスポーツにおいても、密集や接触する機会をつくらず、個人の技能を高める練習をすること、文化部の活動においても、発声したり、息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、可能な限り屋外で行うことや、やむを得ず室内で行う場合も、向かい合っただけの活動は避け、少人数で換気を行いながら、声や呼気が外に出ていくように練習するなど、一律に活動を禁止するのではなく、制限のある中で工夫して活動することになっております。

ガイドラインには、留意点や競技ごとの特性に応じた留意事項が詳しく示されておりますので、活動の可否の判断基準としていただいております。

次に、本市小中学校の学習履修状況と対応策についてお答えします。

まず、履修状況ですが、約2か月間の臨時休業の影響で、1年間で予定されていた授業日数が足りなくなり、その結果、このままですと、1年間で学習すべき内容が履修できない状況になります。

そこで対応策として、夏季休業や年末・年始休業の短縮や1日当たりの授業時間を増やすなどして、年度内に履修できるよう各校で計画を再度

立て直しているところです。これらの対応策により、現在、各学校からの集約段階の状況ではありますが、履修が可能となる見通しが持っています。

今後の感染状況によっては、文部科学省が示した複数学年度の履修や、進学を控えた小学6年生、中学3年生の履修を優先する方策も視野に入れながら、子供たちの学びを保障してまいります。

長期にわたる臨時休業や、夏休みや冬休みの短縮が及ぼす児童生徒の精神面への影響は大きいと思いますが、一方で学習の遅れを心配している児童生徒もおりますので、どちらの不安にも対応できるようにしていきます。

これまでの具体的な取組としては、児童生徒が抱えている精神的な不安を解消し、前向きな気持ちで学校生活を送ってほしいとの思いから、中学生ウェブ会議の開催や、米沢牛を使った特別給食を実施いたしました。中学生が真剣なまなざしで今の心境を語る姿、おいしいものを食べて、子供たちが見せてくれる笑顔を非常にうれしく思います。

今後は、市内全小中学校を対象として天元台トレッキングを計画しているところです。日常の学校生活においても、児童生徒の小さな変化を見逃さず、子供たちに寄り添った対応ができるよう、学校が1つのチームとして機能していくことや、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門員との連携を図るなど、児童生徒を支えていく体制を充実させて、対応していきたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私からは、2番の(1) 独り親世帯への支援の取組についてお答えいたします。

このたび6月補正予算に計上しています「ひとり親家庭への臨時特別給付金事業」については、新型コロナウイルス感染症の影響により生活困

窮となる可能性の高い独り親家庭等に対し、市独自の生活支援事業として給付しようとするものです。

対象者は、令和2年4月分の児童扶養手当の受給者としており、改めての申請は不要としております。給付額は、児童お一人当たり1万円で計上し、7月下旬の支給を予定しているところでございます。

このことにより、6月には子育て世帯への臨時特別給付、7月には独り親家庭等への臨時特別給付と、支援を必要とする世帯に対して、継続した支援が実施できるものと考えております。

一方、国が第2次補正予算において給付を予定しております、低所得の独り親世帯への臨時特別給付金については、支給対象者を令和2年6月分の児童扶養手当の受給者のほか、公的年金給付を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者とし、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円の給付を行うものです。さらに、児童扶養手当受給世帯等で収入が大きく減少しているとの申出があった世帯に対して、1世帯5万円の給付を行うものです。

児童扶養手当受給者には改めての申請は不要とし、可能な限り8月までに給付としております。そのほかの対象者については申請が必要となり、給付は9月以降となります。この事業の費用については全額国庫負担となっております。

このたびの国の給付事業は、市の給付よりも対象者が拡充され、金額も異なりますが、給付時期は市の給付の翌月となりますことから、6月の子育て世帯への臨時特別給付から始まる、独り親世帯への切れ目のない支援が行えると考えております。

よって、国の制度とは別に市の単独の給付事業として実施したいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

〔星野博之建設部長登壇〕

○星野博之建設部長 私からは、2の(2)の新庁舎建設に活用すべきでないかについて、お答えしたいと思います。

まず初めに、今年3月に公表された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の見解といたしまして、集団感染が確認された場所で共通する条件に、換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声が行われるという、いわゆる3密があることが示されました。

この見解を踏まえまして、厚生労働省では、集団感染のリスクの要因の一つである、換気の悪い密閉空間を改善するため、多数の人が利用する商業施設等において、どのような換気を行えばいいのかについて、国内法令基準等を考察し、推奨される換気の基準や方法等についてまとめ、4月3日付で公表を行ったところでございます。

それによれば、換気の基準は、ビル管理法の空気環境の調整に関する基準の必要換気量といたしまして、1人当たり毎時30立米とされ、換気の方法につきましては、機械換気による方法と窓の開放による方法が示されてございます。

御質問の新型コロナウイルス感染症対策としまして、新庁舎ではどのような対策を講じているのかにつきましては、新庁舎の整備につきましては、空調の設計の段階から、国土交通省の建築設備設計基準、1人当たり毎時30立米を満たす換気量の機械換気システムを採用してございます。このたびまとめられました厚労省が推奨する基準にも合致しているところでございます。

このようなことから、新庁舎につきましては、新たな設備を追加することなく、現在の設計で進めている機械換気システムを整備することで、新型コロナウイルス感染症対策に寄与できるものと考えてございます。

次に、ソフト面での対策でございますが、現在、新しい生活様式の実践としまして、全職員が取り

組んでおりますマスクの着用、手指消毒、手洗い、毎朝の検温による体調管理、せきエチケットの徹底、小まめな換気などの様々な対策を徹底して継続するとともに、現庁舎での窓口カウンターに設置してございます飛沫防止の亚克力パネルにつきましても、引き続き新庁舎のカウンターで使い、来庁者及び職員が安心して手続等を行うことができる環境整備を行ってまいりたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番(佐藤弘司議員) ありがとうございます。

何点か確認をさせていただきます。

まず、学校関係でありますけれども、3月の答弁では、前教育長が、重要性は感じるものの、今年度の予算には措置をしていないというような答弁でありましたが、やっぱり状況が刻々変わる中、ただいまの教育長の答弁では、1人1台を目指していくということで、私は聞き損ねたか、時期的な答弁はございましたか。いつまで間に合わせるとか、そういう目標みたいな答弁は今ございましたか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 その点につきまして、少し御説明させていただきますと、当初、国としましては、令和5年までの5年間で1人1台の端末を実施していくということで出されていたわけですが、このたびのコロナウイルスの感染等がありまして、国自体の方針が、今年度で1人1台の整備をするという形に切り替わり、それに応じた国の補正予算等もあったものですから、私たちとしましては、令和5年までの間にはという気持ちはあったわけですが、このたびの国の方針の転換に合わせ、今年度中に1人1台の端末を整備すべく、今進めているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番(佐藤弘司議員) そうですね。政府の見解

でもそのようなことで、当初4年計画だったものが今年度中にという、スピードアップをぐんとしたわけで、じゃあ、それにのっとって市の教育委員会としても取り組むということによろしいですね。

あとは、先ほどの答弁では、9割方、各家庭の環境が整備されているという部分で、いわゆる課題は、あと1割の御家庭の環境整備という部分だと思いますけれども、この部分はどうお考えでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 そちらにつきましては、国でもそういったことが、なかなか経済的な事情でそろわないという家庭については、財政的な支援ということも打ち出しているところでございます。

本市におきましても、LTEもしくはWi-Fi、そのどちらにするかということについては、まだ研究中ではございますけれども、そういった機器の貸出し等も視野に入れて、整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番(佐藤弘司議員) ぜひそのような支援をしながら、本年度中の達成を目指していただきたいと思います。

文科省でも、予算枠は設けられたものの、活用するかどうかはやっぱり自治体の判断だということを、逆に心配しているようでありますので、県の教育委員会等とも足並みをそろえながら、ぜひ環境整備を行っていただきたいと思います。

今回のコロナの発生によって、本当に今まで以上に、先ほども申し上げましたが、このオンライン授業が重要だという認識は本当に新たに——我々も含めて——したところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

学校の休業は、今回、本当に実感として分かったわけですが、本当に児童生徒のみならず、親の就労とか、職場の業績、そして会社の経営と

か、給食なども含めれば、地元の産業にまで影響を及ぼすという状況だということが改めて認識されたわけですから。さらに、望むことではないんですが、第2波、第3波のような状況、またはほかの災害等々でやむなく休止になった場合は、もう本当にこれは必要なことでありますので。

将来を見据え、これは必ず必須条件だということで、今年度中の実現ということで、本当に取り組んでいただきたいと希望して、この部分は終了したいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

次に、健康管理の部分でございますが、チェックリストがきちっとそろっているということですが、例えば発熱等の症状があった場合は、学校でそういう部分が出たら別室で待機するか、あと親の希望で今日は欠席したいという場合ですけれども、いわゆるその際には、入学試験に影響しない、欠席扱いでなくて、出席停止という部分の配慮が重要だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 その点につきましても、国あるいは県のガイドライン等にも示されておりますけれども、このたびのコロナウイルスの影響による休みにつきましては、議員お話しのとおり、出席停止という扱いにしているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） それと、年度内の履修は可能であると、教育長の発言がございましたけれども、その前段で、例えば運動とか、あと音楽の部分は3密を避けるとか、できる範囲でやるという部分の、そのギャップといいますか、整合性というか、それでも年度内の履修ができると。それにこしたことはないんですけれども、その辺の具体的な取組など、教えていただければなど。感染を防ぎつつも、できない部分の当然運動とかはあろうと思うんですね。歌を歌うとか、あと運動で

ぶつからないとか。その辺の配慮をしながら、履修は完了できるという、その部分のところを御説明いただけますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 活動によっては、先ほど申し上げたように、感染リスクが高いというものもございます。県からも、その単元と活動等については、いろいろ工夫というふうな点でアドバイスといいますか、通知を頂いているところであります。

例えば、単元の組替えというふうな、単元の順番を変えろということであると、中学校において、例えば柔道などは今まさに近距離で対面するものですから、そういったものを避けるというふうになっておりますので、時期をもっと後ろにずらしまして、そのときに可能な状況になれば、年度の後ろで実施をします。

万が一、今後、第2波、第3波などがあって、どうしても難しいという場合には、その種目のみ次年度に回してということなども可能でございます。

小学校においては、体育などの教科においては、2年間でこの内容をするというくりもございまして、今年度行えなかったものについては来年度実施という形になるものも出てくるかとは思いますが。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 分かりました。

それと前段で、ちょっと誤解のないように申し上げますが、最初、前教育長で駄目だったものが、今の教育長になってオーケーになったみたいな取られ方ですと、非常に誤解を受けるので。こういうコロナの状況が発生して、国の支援が大きく進んだということでもありますので。その部分、追及しているわけではございませんので、ひとつどうか副市長、よろしく願いいたしたいと思います。

次に、独り親世帯の支援についてでありますけ

れども、確認いたします。その対象世帯でありますけれども、国の支援と、あと市の事業と国の給付金事業は両方受けられるという、ダブルで支援いただけるということによろしかったんですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 もちろん、そのように両方受けることができます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） また、低所得者世帯という定義でございますけれども、いわゆる独り親という世帯は、高所得の独り親はなかなかいないような気がするんですけれども、いわゆる低所得者に限らない独り親世帯は、実際、掌握できているものなのでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 現在、市で独り親世帯の事実が確認できますものは、児童扶養手当の申請を行った方で、支給認定を行ったというような世帯でございます。

独り親世帯の事実確認は、提出される戸籍謄本であるとか、生活の実態調査によって行われているわけでございます。

児童扶養手当は申請制度になっておりますので、所得の問題、あとその他様々な理由により申請されない独り親の方もいらっしゃいますので、正確な世帯数ということについては把握が難しいということでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 分かりました。

それと、先ほどの説明では、市の支援が7月ですか、国が8月ということで、切れ目のない支援ができるというお話でしたけれども、今回の特別給付金事業、いわゆる1人10万円の部分も米沢市はスムーズに、順調にいったのかと思いますけれども、ほかの一部自治体ではまだですとか、いろんなトラブル等々が発生しているという状況もあります。

ですから、これから実施される独り親世帯への

対応、ちょっと道はずれるかもしれませんがけれども、その10万円の、今回の給付を経験したことによって、そういった遅れがないように努めるとは思うんですけれども、その辺の取組なども伺っておきたいと思います。10万円の実績も含めて。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 国の給付の以前に、市では独り親世帯への臨時と。その前に、児童手当の受給者に対しても、子育て世帯の臨時特別給付というような形で、これまで給付事業が行われてきたということもあります。

特別定額給付金もそうですし、こども課で所管しております手当、そういったものと特別給付というものも踏まえた上で、遅れのない体制で臨んでいきたいと考えているところです。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） それと、国の低所得者の臨時特別給付金についてですけれども、この支給対象として、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変して、児童扶養手当の対象となる水準に下がった世帯というものは、やっぱり自治体では判断しかねるので、本人の申請ということになるかと思いますが、そうですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 やはり所得が、収入が下がったという方については、申請が必要になります。

それと、先ほど最後に申し上げたように、収入が大きく減少して、申出をしていただく必要がございます。そちらについては、児童扶養手当については毎年8月に現況確認という手続が必要となってまいりますので、その際に確認するという事で、手順的にはそのような形になっております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） 最後にもう一点伺いたしますが、いわゆるこのような状況の手続ですね、このスケジュールの中で、収入が大きく減少

しているとした申出について、簡易な方法で確認してくださいとなっていますが、この部分はちょっといかなもののでしょうか。できますかというか、簡易な方法でして、なるべく早く支給してもらうにこしたことはないんですが、どのような体制で臨まれるのか、お聞きます。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 こちら事務方としても、今のところ簡易な方法という形でしか情報が無いという状況でございます。今後、予算が成立してから、国から詳細な資料が送られてくると思いますので、そちらを見て、迅速な対応ということで心がけたいと考えております。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

今回の10万円の特別給付にしても、マイナンバーが簡単だいいながら、行ったら、暗証番号がないと駄目だということで、私は郵便でやりましたからあれでしたけれども、自分も作っておきながら、暗証番号と言われると、あれ、実際何だっけかと、今も思い出せないくらいのことはありますので。

本当に簡易な方法で、できるだけ国の給付金が受けられるように努めていただきたいと希望を述べさせていただきます。

最後に、新庁舎の件ですけれども、建設部長に確認いたしますが、いわゆる換気の機能の部分ですけれども、当初の国交省の基準で施工していると。その部分で今回、着工当時にはなかった、この感染症対策が必要となってきたわけですが、その対策にも十分な換気能力があると。それで必要ないということでしょうか。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 議員仰せのとおり、国土交通省の基準で造ったところ、その後の厚労省の基準とも合致してございますので、機械による換気方式によって十分対応できるものと考えてござい

ます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） それと、全体的な新しい生活様式に合致したレイアウトなり庁舎管理、または人の動線等々の部分でもう少し、建設中ですから具体的な話はなかなかできないと思うんですけれども、今、実際、我々いろんな委員会をしている最中でも、椅子をあっちに持っていったり、出したり、机を引っ込めたりと、あと窓を開けたり閉めたりということをやっているわけなんですけれども、よもや新庁舎でそのようなことが頻繁に行わなければならないような事態は避けさせていただきたいんですが、今、残り半年ぐらいですか、まず着工中で間に合わない部分もあるかと思えますけれども、全体的なイメージといいますか、それでも結構ですので、総務関係の見解を聞きたいなと思うところです。突然でよろしいでしょうか。

○鳥海隆太議長 後藤総務部長。

○後藤利明総務部長 設備につきましては、先ほど建設部長が申し上げたとおりでありますけれども、機械管理室も導入しますので、その設計に裏打ちされた、この空間でなら、しても大丈夫だと、そういう範囲の中での運用が大事になってまいりますので、そういう面での運用についてはしっかり取り組んでいく必要があると考えております。

それから、新しい生活様式の実現につきましても、現在、様々取り組んでいるところでありますが、やはりこれからはテレワークですとか、そういったことについても検討する時期が来ているのかなと思っておりますので、すぐにはできませんけれども、そういったことについても取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 佐藤弘司議員。

○6番（佐藤弘司議員） ありがとうございます。

いろいろと、るる御説明、答弁をいただきました。お昼も過ぎましたので、皆様の御希望に沿っ

て、終了したいと思います。

大変ありがとうございました。

○鳥海隆太議長 以上で6番佐藤弘司議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時04分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
次に進みます。

一つ、新型コロナウイルス感染症による本市農業への影響とその支援策は外2点、19番古山悠生議員。

〔19番古山悠生議員登壇〕（拍手）

○19番（古山悠生議員） 明誠会の古山です。

午前中のお二人は、かりゆしを着ていましたので、私もかりゆしを着ようと今朝、着てみたのですけれども、きつくなって着れませんでした。体のほうは、去年1年で、議員になって、一回り大きくなりましたけれども、議員としても大きくなるように頑張っていきたいと思います。

さて、入梅の季節となりましたが、水田に規則正しく植えられた早苗は太陽の光を浴び、風になびき、緑がまぶしく、間もなく1年で最も生命力にあふれる季節を迎えます。目の前に広がる風景はいつもと変わりませんが、今年はこれまでと違うものがあります。それは、目には見えない新型コロナウイルスです。

日本のみならず、世界中を混乱に陥れている新型コロナウイルスは、経済や教育、文化等々、多方面に影響を与え、我々の生活様式すらも変えてしまいました。

本市の農業においても、その影響は計り知れず、本市を代表する特産物の一つである米沢牛においては、景気の低迷、緊急事態宣言下での外出自

粛に伴う宿泊・飲食業の休業により消費が落ち込み、枝肉価格が下落し、少しずつ価格は上向いてはいるものの、販売価格が生産経費を下回り、肥育農家は頭を悩ませています。

これまでも米沢牛の消費拡大を目的に、小中学校の給食への提供、また6月の補正予算においては、米沢牛の出荷が延期となり、追加で発生した飼料代等の生産経費に対する1頭当たり1万6,000円の生産維持支援補助事業費が支援策として計上されていますが、今後、景気の低迷が長期化することが予想される中、さらなる支援策が必要であると考えます。

また、アルストロメリアをはじめとする花卉類においては、最盛期である3、4月の相次ぐ卒業式や入学式等のイベントの自粛により、これもまた大きく消費量が落ち込み、価格も低迷しています。花卉類はビニールハウスなどの施設利用型が多く、初期投資や維持経費も高額であるため、花卉農家からは悲鳴にも近い切実な声が聞こえてきます。

そのほかにも、野菜、果樹、酪農等々、その影響は多岐にわたることが予想され、これまで米沢牛に対しては、さきに述べたように支援策を行ってまいりましたが、他の農産物に対しては、具体的な支援策は今のところ示されていません。

そこでお伺いいたします。

今般の新型コロナウイルス感染症は、本市農業にどのような影響を与え、今後どのように状況が推移していくと認識していらっしゃるのか。また、これまでの支援策は何か。さらに、今後どのような支援策を検討していらっしゃるのか、お伺いいたします。

続いて、大項目2の質問、農業の持続的発展に向けてというテーマを掲げましたが、環境保全型農業への取組、農業生産力の強化、担い手の確保という3つの観点から質問させていただきます。

まず、環境保全型農業、その中でも有機農業についての本市の取組についてお伺いいたします。

3月の予算委員会で、私の父が30年以上前から有機農業に取り組んでいるという話をしましたが、実際の有機農業は病気や害虫、そして雑草との闘いです。我が家では、水田にマガモを放し除草を行っていますが、それだけでは間に合わず、除草機の手押しや株間の草取りを人の手で行います。炎天下でのそれらの作業は過酷であり、ステイホーム生活でため込んだ脂肪を容赦なく消費していきます。また、収量は慣行栽培の6割から8割であり、直面する課題も多く、有機農業に取り組む生産者数は伸び悩んでいます。

しかし、食の安心・安全に対する消費者の関心は近年急速に高まり、さらには地球温暖化が進み、各地で深刻な気象災害が起きていることから、環境保全意識の高まりは世界規模で広がりつつあります。

ここで改めて、有機農業とは何かということを考えてみたいと思います。農薬や化学肥料を使わない農業、消費者に安全な農産物を届ける農業といった答えは間違いではありませんが、正解ではありません。これらはあくまでも手段であり、目的ではないのです。

国連機関などで構成する国際食品規格委員会は1999年、国際的な有機農業の規範、ガイドラインを定めました。少し長いですが、以下、読み上げさせていただきます。

有機農業は、生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し、強化する全体的な生産管理システムである。地域によっては、地域に応じた制度が必要であることを考慮しつつ、非農業由来の資材を使用するよりも、栽培管理方法の利用を重視する。これは、同システムの枠組みにおいて特有の機能を発揮させるために、化学合成資材を使用することなく、可能な限り、耕種的、生物的及び物理的な手法を用いることによって達成される。

この中で、農薬など化学合成資材を使わないという文言はあるものの、手段の一つという位置づ

けであり、生物多様性や土壌の肥沃さ、地域資源の循環、汚染防止などに結びつく全体的な生産管理システムこそ有機農業の本質と結論づけられています。

その後、日本でも平成18年12月に有機農業推進法が成立し、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減することなどを有機農業の理念に掲げ、国や地方自治体に有機農業振興のための計画づくりを求めてまいりました。

有機農業が身の回りの環境や生態系との調和の中で持続的な栽培を目指し、その手法として無農薬や無化学肥料を選択したと捉えたと、消費者との関係も単純な食の安全性にとどまらなくなってきました。

これまで自分と家族が安全であればそれでいいと考えていた人たちが、身の回りの環境との関わりで食べ物を選ぶようになってきた意識の変化が有機農業の追い風になってきていると言えます。

この流れは世界中でも広がり、世界の有機農業の取組面積は増加を続けており、平成30年度の農水省の食糧・農業・農村白書では、世界の有機農業の取組面積は平成29年には6,980万ヘクタールで、全ての農地面積に占める割合は1.4%とされています。特に頻発する地球環境問題を背景に、平成26年頃から取組面積が急速に拡大を続けていますが、日本では2万3,000ヘクタールと、全耕地面積の0.5%にすぎません。イタリアでは、平成28年のデータでは14.5%、スペインでは同じく8.7%と、有機農業先進国と比べると低い水準にあります。

しかし、有機農業に対する日本の消費者の期待は年々高まっており、有機農産物市場が拡大し、慣行農業の農家も販路が整えば有機農業に転換する可能性は十分にあります。また、農業への新規参入者の有機農業に対する関心が高く、実際に新規就農者の約2割が有機農業に取り組んでいるというデータもあります。

今回の新型コロナウイルス感染症が都市部で集中的、爆発的に感染拡大したことから、日本の総人口の約3割が首都圏に一極集中する国土構造が疑問視され、日本は極めてパンデミックに弱いとされています。

パンデミックに対して強靱な国家をつくり上げるには、一極集中緩和、分散型国土形成が必要であると考えますが、都市部から地方への人の移動、それはすなわち農山村の復活、活性化にもつながり、農村回帰をすることが予想されます。

そういった観点からも、今後、自治体として環境保全型の農業、有機農業により積極的に取り組んでいく必要があると考えます。

そこでお伺いいたしますが、本市の有機農業の現状と課題をどのように認識しているのかお伺いいたします。

続いての質問です。有機農業を推進する上で販路の確保は重要と考えますが、それと同時に有機農業に対する市民の理解を深め、意識を醸成する必要があります。

これは10年ほど前の話ですが、農業体験に東京から訪れた有名私立大の学生の1人と話す機会がありました。我が家での有機農業への取組を話すと、彼は、「なぜそんな大変な思いをしてまで有機農業にこだわるのか分からない。スーパーに行けば安い野菜が売っている。同じ野菜ならば、僕は安い野菜を買う」と言いました。「家族に安心なものを食べさせたいからだ」と言っても、「そんなことは学校や家でも教わっていない」と彼は言い、最後まで理解することはありませんでした。

彼の意見も一つの考え方であると思いますが、合理的な考えの下で育てられた彼には、非合理的な我が家の有機農業を理解することはできなかったのでしょうか。彼が今、何をしているのか、どんな大人になったかは知る由もありませんが、もしも自身が親になったときに、子供に何を語るのでしょうか。

このように、日本では有機農業への理解はまだ

まだ広がっていないのが実情ですが、積極的に有機農業を活用した食農教育に取り組んでいる自治体もあります。

千葉県いすみ市は、平成29年10月に市内の小中学校で使用する米を全量無農薬・無化学肥料の有機米に切り替えました。いすみ市はもともと有機農業が盛んだったわけではなく、有機稲作が始まったのは平成25年と比較的最近のことです。いすみ市内では、アカウミガメやゲンジボタルの保護活動や谷地田の再生など、市民による里山・里海保全活動が盛んだったことから、それらを農業や観光などの地域の産業につなげられないかと、平成24年、市民団体やJA、商工会、観光協会などの関係機関が参加して、「自然と共生する里づくり協議会」が発足しました。

その中で、有機稲作の推進が先導的プロジェクトに決まりましたが、当初は冷ややかな目を見る農家も多く、1軒の農家が実際にやってみると、水田が一面雑草に覆われたそうです。

その後、県の農業事務所やJAと連携し、いすみ市の気候や土壌に合った有機稲作技術体系を確立するための実証事業、有機稲作モデル事業を立ち上げ、平成30年には有機稲作を23戸の農家、作付面積を20ヘクタールまで広げました。この有機米を地産地消の促進、食農教育の推進を目的として、学校給食へと段階的に導入し、ついには全量、有機米へと切り替えました。

こうした取組は少しずつですが、他の自治体にも広がりつつあります。

また、食農教育のみならず、ふるさと納税の活用等、関係人口の創出といった点でも有効活用が望まれますが、有機農業を推進するためにも、本市独自の有機農産物を有効活用する施策が必要だと考えますが、本市の考えをお伺いいたします。

続いて、環境保全型直接支払交付金についてお伺いいたします。

国では、平成18年に有機農業推進法を制定し、平成19年から始まった、農地・水・環境保全向上

対策により、地域ぐるみで化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組に対する支援「環境支払」を開始し、平成23年には、農地・水・環境保全向上対策から「環境支払」を独立させ、「環境保全型農業直接支払対策」を創設し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動へ支援を開始しました。

平成26年には、農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るために、中山間地域等直接支払・多面的機能支払及び本対策を日本型直接支払制度として位置づけ、平成27年からは農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく制度として「環境保全型農業直接支払」を実施しました。実施期間は5年間であり、今年度からは第2期が開始されています。

本市においても、この環境保全型直接支払交付金が交付されていると認識していますが、その状況はどのようになっているのかお伺いいたします。

次に、農業生産力の強化という観点から質問させていただきます。

平成27年度より策定された米沢市農業振興計画を基に、「育てよう！活かそう！つながろう！そこから拓く米沢の農業」を基本理念とし、各種施策を進めてまいりましたが、この計画の最終年度である令和6年度には農業産出額を73億円と設定しております。米などの土地利用作物が27億円、野菜や果樹などの園芸作物が13億円、米沢牛をはじめとする畜産では33億円をそれぞれ目標値として定めていますが、令和元年度の農業生産額は幾らだったのか。また、令和6年度の目標額達成に向けての展望についてお伺いいたします。

続いての質問に入ります。山形県の令和元年度の新規就農者動向調査によると、新規就農者数が348人と、平成28年度から4年連続で300人を超え、調査を開始した昭和60年度以降、過去最多となっています。

県では、第3次農林水産業元気再生戦略に基づ

き、担い手育成や生産体制の強化により、事業拡大を進める農業法人等による新たな雇用に結びついたのではないかと分析しています。

農林水産省の新規就農者調査によると、平成30年度の新規就農者数は5万5,810人で前年並み、このうち49歳以下は1万9,290人であり、ここ10年は2万人前後で推移してきていますが、その内訳を見ると大きく変化してきています。

主に非農家出身で、農業法人や企業などに雇用される新規雇用就農者や、農地を確保し、独立して農業を営む新規参入者が増える一方で、農家出身で、親から事業を引き継ぐ新規自営農業就農者、いわゆる親元就農者は、構成比では半分を占めるものの減少傾向にあります。

親が朝から晩まで働いている姿を見て、つらそうに見える、収入が天候や作柄に左右されるために経営に不安があるなど、後を継ぐことを後ろ向きに考える理由は様々ありますが、親元就農には、土地や農業機械やハウスなどの設備を引き継ぐことで初期投資を抑え、経営リスクを少なくすることができ、また栽培技術や販路を受け継ぐという大きなアドバンテージがあります。

また、親にとっては先祖代々の土地や今まで築き上げてきた自身のノウハウを我が子に引き継げるという安心と喜びがあります。さらに、親の知識や経験に、子の既成概念にとらわれない発想を加えることで、農業経営の未来が切り開けます。

これまで、新規就農支援は雇用就農や新規参入に力が入れてきましたが、最近では、この親元就農にも力を入れる自治体が出てきました。

そこでお伺いいたします。本市の新規就農者数と、そのうちに占める親元就農者は何人かお伺いいたします。

次に、大項目3、米沢市立病院建設事業についてお伺いいたします。

現在、令和5年度開業を目指し、市立病院建設事業が進んでいると承知していますが、まずは今般の新型コロナウイルス感染症による病院経営

への影響についてお伺いいたします。

未曾有と言うべきウイルスは、まさにパンデミックと呼ばれ、世界中に混乱を巻き起こしましたが、改めて自治体病院の地域医療における重要性や存在意義を感じました。その一方で、新型コロナウイルスへの感染を恐れ、受診や手術を控える動きが見られ、外来や入院する患者の減少により医療機関の収益減となり、多くの病院経営を逼迫させているとの報道がありました。

米沢市立病院では新型コロナウイルス感染症が経営面においてどのような影響を与えているのか、お伺いいたします。

また、今年度より実施設計に入り、北病棟の改修工事が行われる予定であると認識していますが、今回の新型コロナウイルス感染症は市内経済に大きな打撃を与え、その影響は今後拡大し、長期化することが予想される中、米沢市は「経済の健康」を著しく欠いた状態であると言わざるを得ません。

この状況下において、大規模事業である市立病院建設工事のスケジュールに変更や延期等の影響はないのか、お伺いいたします。

さらに、この市立病院建設事業により、米沢市内の救急医療を含めた急性期医療の維持、強化を中心に、三友堂病院との機能分化、医療連携を行い、市立病院は救急医療を含めた急性期医療を担い、三友堂病院は回復期医療、在宅医療を担うこととなります。

また、医療連携の在り方として、地域医療連携推進法人という枠組みにより、病床数や医療従事者交流などの連携が行われ、現在の市立病院敷地に両病院を同時に建設する計画ですが、それに伴い三友堂病院が現在の市立病院の敷地に移動することに、特に米沢市内北西部に住む市民からは不安の声が多く上がっています。

この病院建設事業に当たり、道路や公共交通網の整備など課題も多いと感じていますが、本市はこの建設事業が市民に与える影響がどのような

ものであると認識し、またどのように市民の声をお聞きし、本事業に反映していくと考えているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

〔菅野紀生産業部長登壇〕

○菅野紀生産業部長 私からは、1番の新型コロナウイルス感染症による本市農業への影響とその支援策はと、2の農業の持続的発展に向けてについてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症による本市農業への影響とその支援策についてお答えいたします。

米沢牛への影響につきましては、外食の自粛やインバウンド需要の減少による消費低迷により、3月の枝肉市場から影響が出始め、緊急事態宣言が出された4月の枝肉市場では特に影響が顕著であり、前年同月比での平均価格が約30%下落しました。

現在、出荷されている肥育牛の素牛価格は約75万円であり、約2年間の肥育期間における飼料代も含めると、生産費を下回る販売価格となっていることから、生産者の経営に甚大な影響が出ております。

米沢牛の消費拡大を図る支援策としましては、議員の皆様にも御協力をいただきながら、本市職員を対象に、市内精肉店より米沢牛を購入する取組を3回にわたり行ったところであります。

また、米沢牛消費拡大事業として、市内小中学校の給食へ米沢牛の提供を行い、児童生徒に米沢牛を食べて元気を出してもらうとともに、米沢牛のおいしさ等についてPRし、消費喚起を図る取組を実施しています。

第一弾として、市内小中学校が本格的に再開となった6月1日の給食初日に牛丼として提供し、児童生徒にも大変喜んでいただいたところです。

今後も、教育委員会と連携、協議をしながら、

米沢牛を利用した献立を提供していきたいと考えております。

このほかにも、市内飲食店が取り組むテークアウト営業を応援するキャンペーンとして、4月中旬から10週にわたり、テークアウト利用者に米沢牛商品券が当たるスタンプラリーの実施や、5月下旬から実施している、「市民限定 宿で癒されてキャンペーン」の利用者に米沢牛商品券が当たる特典をつけることで、米沢牛の消費拡大に努めているところです。

また、米沢牛の生産を維持するための支援策として、枝肉市場価格の下落に伴い出荷調整が行われたことで、通常よりも掛かり増した飼料代等の肥料に対し、その一部を補助したいと考え、6月補正予算に計上させていただきました。

その他の農畜産物への影響ですが、J A山形おきたま園芸課に聞き取りを行いましたところ、アルストロメリアの単価は2月下旬からの自粛による行事等の中止等により需要が減少したことから、前年同期と比較して8割程度の価格まで落ち込み、さらに緊急事態宣言後は前年同期と比較して5割程度の価格まで落ち込みました。

5月上旬は、母の日に向けた需要により、前年を上回る単価となりましたが、その後は前年同期8割程度の単価で推移しております。

景気回復にはまだまだ時間がかかると思われるので、今後も注視していかなければならないと考えております。

影響を受けた花卉の消費喚起策として県が実施した「花を飾ろう！花を贈ろう！」運動と連携し、3月下旬にナセB Aや各地区コミュニティセンターなどの公共施設でアルストロメリアを飾っていただき、地元産アルストロメリアの購入をPRいたしました。

今後も、県の事業で、県内の学校に対し山形県産の花を提供し飾ってもらう事業の実施を予定しており、また市としても、特に影響が大きかったアルストロメリア生産者に対して、次期作に向

けた支援を検討しているところです。

他の園芸作物につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による価格や消費動向を注視し、国、県の施策等の活用や市独自の支援策についても検討してまいりたいと考えております。

また、小中学校の臨時休校により学校給食も中止されたことに伴い、牛乳の消費が落ち込むことで、酪農への影響も懸念されましたが、その間、生乳をバター等の加工用に振り向ける措置や、牛乳の家庭内での消費喚起策等に努められたことにより、深刻な状況には至らなかったとお聞きしております。

次に、2の農業の持続的発展に向けてについて、初めに（1）の有機農業の現状と課題についてお答えいたします。

本市において、有機農業に取り組まれている農業者は、令和元年度において9名であり、有機農産物栽培面積は15.6ヘクタールとなっております。

本市では、有機農業に取り組む生産者の拡大と、消費者への取組のPRに努めるために、平成23年度に米沢地域有機農業推進協議会を設立し、活動を行っております。

現在、協議会には有機農業に取り組む農業者に加え、消費者の方等にも加入していただき、25名の方が属しており、情報交換や有機農業に関する研修会への参加、そしてオーガニックフェスタ米沢の開催による有機農業の情報発信等を行っております。

その中でも、オーガニックフェスタ米沢は、生産者と消費者がじかに交流を図ることができることから、有機農業を知ってもらい、直接販売へつながるきっかけにもなっており、有機農業のPRや、有機農業に取り組む生産者と消費者を結ぶための有効な取組となっております。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組まれている農業者に対しましては、国の環境保全型農業直接支払交付金

事業を活用して支援を行っているところです。

有機農業の取組が増えない要因としては、通常よりも栽培管理に手間や技術を要することや、収量が不安定であることのほかに、有機JAS認証を取得するための手間とコストがかかることなどが考えられます。そして、必ずしもその苦労に見合った価格での販売に結びつかないということも要因の一つであると思われます。

本市の有機農業の取組としては、まだまだ生産者も生産量も少ない状況ではありますが、今年度から新たに米の特別栽培を実践されている稲作農家の方が、一部の圃場を有機栽培に転換して取り組まれているという事例もありますので、今後とも環境保全型農業について周知を図り、有機農業に関心を持つ生産者の取り組むきっかけづくりなど、有機農業に取り組む生産者を増やしていく手だてを検討してまいります。

次に、(2)の有機農産物の活用についてですが、議員からお話がありました学校給食への活用につきましては、有機農業をPRする方策の一つとして、米沢地域有機農業推進協議会の中で、有機米を学校給食へ提供する取組の可能性について意見交換を行っております。

生産量の問題もあることから、年間の米飯給食で何回提供ができるか、提供するだけでなく、出前講座のように生産者が学校に出向いて児童生徒に有機農業の話をしてはどうかなどの意見が出されました。

今後、教育委員会との調整も必要であり、実現まではもう少しの時間を要しますが、有機農業を発信する有効な取組でありますので、実現に向けての話し合いを継続してまいります。

また、本市の令和元年度ふるさと納税の返礼品の取扱いは全部で3万4,860セットとなっております、その中でも米は9,821セットと一番多くなっております。有機JAS米や特別栽培米、無農薬・無化学肥料栽培米等の取扱いがあり、有機JAS米は299セットの取扱いがありました。

今後とも、有機農産物を消費者に向けて発信し、販路を拡大していくための方策として、ふるさと納税返礼品での活用拡大を推進していきたいと考えております。

次に、(3)環境保全型農業直接支払交付金の交付状況についてお答えいたします。

環境保全型農業直接支払交付金は、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に対して、国2分の1、県及び市が4分の1ずつの支援を行うものです。

本市では、2つの団体が環境保全型農業に取り組んでおり、今年度の団体に属する農業者は合わせて16名となっています。

令和元年度の交付実績につきましては、取組面積が2,706アールで、交付額は147万6,000円となっております。平成27年度から取組要件が個人から団体に変更となったことから、団体ごとに申請を行い、取組団体にに対し交付金が支払われております。

次に、(4)農業産出額目標達成に向けた展望ではありますが、令和元年度の農業産出額については、ただいま取りまとめ作業を行っているところですので、平成30年度の産出額についてお答えいたします。平成30年度の産出額は61億円と推計しております。内訳としては、米、豆類などの土地利用型作物が29億円、園芸作物が5億円、畜産が27億円となっていますが、園芸作物の5億円は、果樹等の個人販売を含まない金額となっておりますので、実際にはこの数字を上回るものと考えております。

令和元年度の算出額を推計するに当たっては、今年2月の農林業センサスの本市独自調査による個人販売額の調査結果を参考として取りまとめることとしております。

米、豆類等の土地利用型作物や畜産部門の農業産出額については、米価の上昇や大規模法人の規模拡大等により増加しており、今後も増加が期待できますが、自然環境の影響を受けやすい園芸部

門においては不安定な動きとなっております。

そのため、目標年次での達成に向けては、園芸部門の生産拡大が必要であり、現在、山形県、ＪＡ、市町村が連携して生産拡大に取り組んでいるアスパラガスや枝豆、そして本市の青果物地方卸売市場での主力品種であります夏秋キュウリや寒中野菜等の高収益作物の新規作付や作付拡大を推進していきたいと考えています。

農家の皆様に対しては、引き続き県や市の各種支援事業の活用を周知し、農業所得の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、（５）の本市の新規就農者数であります、令和元年度は15名となっております。就農形態の内訳としましては、新規参加者が4名、雇用就農者が10名、親元就農者が1名となっております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

〔渡邊孝男病院事業管理者登壇〕

○渡邊孝男病院事業管理者 私からは、質問3の新型コロナウイルス感染症による病院経営の影響及び市立病院建設事業へのスケジュールの影響などについてお答えいたします。

まず初めに、新型コロナウイルスによる病院経営の影響についてであります、医療関連の3団体が全国の4,332病院を対象に調査を行い、そのうち回答のあった1,153病院の平均では、4月分の対前年同月比で、入院収益が8.9%、入院患者数が10.2%の落ち込みとなっております。

当院におきましては、4月分の対前年同月比で、入院収益で21.8%、約9,000万円の減、入院患者数で27.3%、延べ人数で約2,000人の減となっており、前年度の前半が比較的、入院患者数が多かったことを差し引いたとしても、相当な落ち込みとなっております。

また、外来等も含めた病院全体の収支に関しましても、4月分だけの単純比較で1億円以上の悪化となっており、5月以降も同じような状態が続

いていくものと想定しております。

これは一昨年度、1年間で約2,300万円の赤字であったことと比較しましても、この先、数か月の減収、減益が経営に与える影響は相当大きいものであると認識しております。

また、新型コロナウイルスとの闘いが長期戦の様相を呈している中で、急激な患者数の戻りも期待できないことから、今年度の経営状況は相当厳しいものになると考えております。

次に、新型コロナウイルスが新病院建設のスケジュールに与える影響につきましては、現在のところ、細かなところで若干の遅れはあるものの、計画を大きく変更するようなものではないという認識でおります。

また、現在も新型コロナウイルスの影響により、一部、首都圏等との往来が自粛要請されているところでありますが、設計者やコンサルタントの打合せもウェブ会議などを活用しながら、計画に大きな遅れが生じないように進めているところであります。

しかしながら、今後、新型コロナウイルスの第2波の影響や不測の事態への対応などにより、やむを得ず計画を見直す状況もあり得るものと想定しております。

次に、三友堂病院との連携が地域医療に与える影響についてであります、このたびの連携につきましては、両病院がより緊密な連携を行っていくために、現在の市立病院敷地に三友堂病院が移転する計画となっております。

三友堂病院の計画では、急性期機能を除く診療は継続され、三友堂リハビリテーションセンターの機能もこれまでのとおり維持することとしております。

それに伴いまして、三友堂病院の近隣の方々には、急性期医療や高度な医療が必要になった場合、市立病院まで来院していただくことになり、若干の御不便をおかけすることになります。

一方で、両病院とも新病院になることで、療養

環境が格段に改善され、しかも両病院連携の下、急性期から回復期まで一貫した治療が1か所で行えることになり、市民の利便性も高まり、本市の医療提供体制の維持、強化に寄与するものと期待をしております。

なお、今後、新病院建設事業に関しましては、広報よねざわによる周知や、市民に対する説明会の開催を予定しております。それらの機会を利用しながら、市民の皆様の御意見を頂戴したいと考えておりますので、それらの御意見の中に、三友堂病院の移転に関するものがありましたら、三友堂病院の方向性も考慮しながら、公共交通網の確保や周辺道路の整備に関して、市の関係部署とも検討してまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 御答弁ありがとうございました。それでは、質問席から順次、再質問させていただきます。

現在、出荷されている肉用牛は生年月日からすると、平成29年度から30年度、子牛市場で購入した牛であるため、1頭当たり75万円だったと推測されるということでしたが、今年7月には東京オリンピックが開催される予定でしたので、そういった需要を見込み、子牛価格の相場も高かったのだと思います。また、平成29年には米沢牛の地理的表示、GIマークを取得するなど、関係者、農家さん、皆さんと尽力を重ねて、今年には相応の期待感を持って米沢牛を育成されてきたものだと思います。

そういった農家の思いにも応えるためにも、販売価格と生産費の価格差に対するさらなる支援策も、国や県の動向を見ながら検討していただきたいと思います。

それでなんですけれども、今回の米沢牛生産維持支援事業費補助金は肥育農家に対してのものだと思いますけれども、繁殖牛農家への影響はどのように市として捉えていらっしゃるでしょう

か。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 我々も子牛価格については注目をしております、心配していたところでございます。

5月12日に開催されました、置賜子牛市場の平均価格、取引価格につきましては56万2,000円ということで、採算が取れない価格までは下がらなかったとお聞きしております。

しかしながら、今後とも枝肉市場の価格で低迷が続くことになれば、子牛の取引価格にも影響が出てくるのではないかとということが心配されますので、今後、7月に次の取引が行われますので、そちらもしつかりと注目してまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 繁殖農家も含めて、今後の推移を見ながら、しっかりと、ぜひ切れ目のない支援をお願いしたいと思います。

他の農産物、米ですけれども、2019年度米の主食用米の価格が下落していると一部報道がありましたけれども、本市稲作への影響はどのように認識されていらっしゃるでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 現時点で米の影響というものは、なかなか見通すことは困難かなと思っておりますけれども、国内での主食用の米の需要が全国で毎年10万トン減少している、そういった状況もある中で、外食産業が今、非常に停滞している。そういったこともありまして、家庭内での消費が伸びたとしても、業務用米の在庫が増えることで米価が下落するのではないかとということが懸念されているところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 今、部長からもありましたとおり、業務用米の銘柄が今、値下がり傾向にありまして、本市でも多く栽培されている、はえぬきというのは業務用米の主力品種となっ

ています。

この影響によって、今年栽培された米の下落が懸念されますので、今後も、これも市としてもぜひ注視していただきたいと思います。

ほかの農産物、果樹や花卉類についても今後影響が拡大する可能性がありますし、先ほど部長も壇上で、これからも注視して行って、支援を考えて、検討していきたいということでしたので、ぜひそのように。

米沢牛の支援は今のところできていますけれども、そのほかの分野に関してはまだ不十分だと思っています。そういったところの分野にも偏りがなく、きめの細かい御支援をぜひお願いしたいと思っています。

続いてですが、有機農業についてお伺いしたいと思います。先ほど、有機農業の現状や課題についてお聞きしましたが、改めて有機農業の推進の必要性、可能性について、本市がどのように認識されているのか、お伺いしたいと思います。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 有機農業につきましては、持続可能な農業の推進には重要な取組だと認識しております。市でも推進協議会を設立しまして、推進しているところでございます。

最近では、米沢市でも有機農業を志して新規参入された若い農業者もいらっしゃいます。そういった方々とともに推進していくことで、付加価値の高い農産物の生産、そして持続可能な農業の実現を目指していきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) ありがとうございます。

先ほど、壇上でお聞きしました環境保全型農業直接支払というものは、本来、有機農業の農家にとってもインセンティブになり得るものであり、ぜひ積極的に活用していただきたいと思いますけれども、昨年度、16名の方が対象になったという答弁があったかと思えます。

近隣の南陽市では、昨年度は58名、高畠町では77名の交付対象者があったそうです。近隣自治体と比べても、まだまだ取組が不十分であるかなと感じていますけれども、この取組が広がらない理由をどのようなものだと捉えていらっしゃいますか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 計画策定や申請につきまして煩雑な部分があるということは以前から伺っております。それに対しては、市も一緒になって検討して、作成しているところでございます。

ほかの要因としては、平成30年度から国際水準のGAPに取り組むことが要件となったように、年々取り組む要件のハードルが少しずつ高くなってきていることが要因ではないかと考えております。

そのため、GAPについては、認証の取得までは求められておりませんが、研修等を受講し、実践することが要件となっていることから、負担と考える方がいらっしゃるかと捉えております。

このGAPに対する取組要件としまして、理解して実践していただくためには、情報の提供をしっかりと行い、研修会の実施等を行って、支援していく必要があると考えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番(古山悠生議員) この環境保全型農業直接支払は、先ほどありましたけれども、国が2分の1、県と市で4分の1ずつ負担するものです。これは本市の財源からも負担するわけですので、本市が環境保全型の農業や有機農業をより進めていこうという意思表示だと思っています。

確かに、手続の煩雑さやGAPに取り組むハードルの高さはあるかと思いますが、もともとの歴史、土壌といったものは、南陽市、高畠町とは違うかもしれませんけれども、そういった自治体が、そういったふうに取り組者を増やしているという状態でもありますので、本市でもぜひ、も

っと有機農業に力を入れていただきたいと思っています。

やはりそのためには、生産農家の意欲を高めるためにも、そういった取組をお願いしたいと思います。

また、学校給食やふるさと納税などに活用をすることによって、今度は市民、消費者のほうの有機農業への意識の醸成と社会的な機運をぜひ高めていただきたいと思います。

次に、農業生産力の強化についてお伺いしたいと思います。高収益野菜として、先ほど寒中野菜が挙げられていましたが、この寒中野菜については市内の若手農家が熱心に取り組み、また本市においても米沢青果市場と連携しながら、普及活動やPR活動を行っていたかと思います。

また、これも伝統野菜としてあるんですけれども、雪菜などは米沢の冬季期間の貴重な作物としてこれまで出荷されてきましたが、昨シーズンは暖冬、少雪という気象状況でしたけれども、これによって寒中野菜や雪菜に与えた影響というのはどのようなものだと認識されているのでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 寒中野菜につきましては、特にキャベツは雪がない状況では傷みやすいため、一、二割は出荷できなかったと伺っております。そして、小玉での出荷となるものがあり、価格的にも若干、どうだったのかと、心配しております。ネギなどの品質の低下も見られました。そういった中で、寒中野菜は、やはり雪の少なかったことが影響していると捉えております。

また、雪菜自体、積雪がないということで傷みが早かったと伺っております。例年2月中旬まで出荷していると伺っておりますけれども、ことは1月末でその出荷をとどめたということで、2割程度、出荷量が減ったと伺っております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） 収益性の高い作物とい

うものは、その反面、リスクも高いという一面もあるかと思っています。

その振興のみならず、不作や極端に価格が下落した場合に、そういった場合に備えた支援や経営の多角化によるリスク回避策など、そういったものも同時に考えていく必要があるかと思います。

次に、親元就農についてお聞きしたいと思いますけれども、親元就農を本市独自で支援する事業というものはあるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 本市独自の支援事業として実施しているものが、「米沢市未来を拓く農業支援事業」ということが該当するかと思います。こちらで農業後継者が、新規参入者や親元就農をされた方に対しての支援を行っているところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） やはり雇用就農以外の新規就農が増えてこないという要因は、初期投資がかかることや、栽培技術や販路がないといった様々なことが考えられますけれども、やはり就農後何年かは経営が安定しないというところが大きいと思います。

先ほど、米沢市未来を拓く農業支援というものもあるようですので、しっかりとそういった支援とともに、営農指導や情報提供といったものもしっかりしていただいて、親元就農が増えていくような支援をお願いしたいと思います。

これは3月定例会の予算委員会でお聞きしたんですけれども、農業の第三者への設備や技術などの事業承継などについて、市の考え方をお聞きしました。そのとき、私は前向きな答弁をいただいたと思っていましたけれども、その後、検討状況はどのようなになったか、お聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 菅野産業部長。

○菅野紀生産業部長 議員御指摘の、第三者への事業承継ということでございますけれども、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでいる中で、こ

れからそのマッチングの要望が増えてくると捉えておりまして、実際に御意見いただきまして、対応しようということでおったんですけれども、残念ながら、今回のコロナウイルス感染症の拡大のために、なかなか具体的にお宅を訪問して状況を把握することができなかったということが実態でございます。

落ち着いてまいりましたので、今後そういった関係者の方からお話を伺って、進められるものであれば進めていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

多様な担い手を確保するためにも、様々な施策を展開していただくことを期待して、農業関連の質問は終わらせていただきます。

続いて、病院建設事業についてお聞きしたいと思います。

先ほど、新型コロナウイルスは経営面に大きな影響を与えているけれども、今のところ計画を大きく変更するほどではないということでしたが、この建設事業に当たり、新病院の設計やレイアウトについて、今回の新型コロナウイルスのような感染症に対して対応できるようなものになっているのかどうか。場合によっては設計変更もあるものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 渡辺病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 今まさに病院建設におきましては、基本設計を取りまとめたところでございます。

当初、感染症の患者については、一般の患者と動線を分けるということで設計を組んでいたんですが、その設計を組んでいる途中で、今回の新型コロナウイルスの問題がございましたので、待合室も分けられるように設計の見直しをしたところでございます。

また、入院に関しましては、専門の病床は持た

ない方向でございまして、ただ、今はございせんが、HCUという病床を持ちますので、必要に応じてそういった病床を活用する方針で今いるところでございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） その点について、納得しました。

先ほどの答弁の中で、これからそういった市民への説明会など開かれていくのかと思いましたが、果たしてそれで十分に市民の声を聞けるのかというところに少し疑問を感じているところですが、例えばこの新病院建設計画に対して、市民に対してアンケートを実施するといった考えはございませんか。

○鳥海隆太議長 渡辺病院事務局長。

○渡辺勅孝市立病院事務局長 申し訳ありません。

アンケートの趣旨がちょっと今、私、理解できないものですから。むしろ、市民の方の生のお声をお聞きするというので、説明会の中でお伺いしたいと思っております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） すみません。ちょっと私の言葉が足りなかったんですけれども、全体的に市民の方が地域医療に対してどのようなことに不安を感じていらっしゃるのかどうかといったことを直接お聞きする場があればいいのかと思ったんですが、ちょっと質問を変えさせてもらいます。

先ほど、壇上でも少し触れたんですけれども、今、米沢市地域公共交通網形成計画を策定中のことだと思います。その中で、公共交通網の中で、医療機関、特に総合病院は重要な位置づけだと考えますけれども、当局の認識と、市民要望について、計画に対してどのように反映していくのか。そういった意見の集約等も含めて、お考えをお聞きしたいと思います。

○鳥海隆太議長 企画調整部長。

○遠藤直樹企画調整部長 地域公共交通網の整備を

検討する際には、病院施設の位置というものは非常に重要な検討材料だと私どもも考えております。

今年度と来年度、2か年間で地域公共交通網の形成計画を策定する予定としているところでございますけれども、その策定作業の中で、バス路線等を含め、地域公共交通に係るいろんなニーズがありますので、そういったものを把握していく取組、そのためにアンケート調査なども行っていきたいと考えておりますので。

その中で、三友堂病院の移転、そういったものも中に入れながら、どういった影響があるのか、どういったニーズがあるのか、そういったものを様々調査して、計画に反映させていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） ぜひよろしく願います。

もう一つお聞きしたいんですけれども、令和3年度の米沢市重要事業要望書にも掲載されていましたが、まさに命をつなぐ道路として期待される都市計画道路万世橋成島線の供用開始はいつ頃になると見込まれているのか。また併せて、周辺の市道整備事業の進捗状況、また供用時期の見通しについても伺いたいと思います。

○鳥海隆太議長 星野建設部長。

○星野博之建設部長 都市計画道路万世橋成島線につきましては、平成30年度に県において策定しました山形県道路中期計画2028の中で、一部区間、本町工区が令和元年度から令和5年度までの前期の期間に調査実施箇所位置づけられたところでございます。

まだ調査の段階でございますので、令和5年度に予定している新市立病院の開業には間に合わないというような状況でございます。

議員述べられたとおり、万世橋成島線は「命をつなぐ道路」ということの位置づけでございますので、まずは調査費の予算をつけていただけるよ

う、継続して要望を行ってまいりたいと考えてございます。

また、近隣の道路改良につきましても、なるべく早く事業に着手しまして、病院開業に間に合うような、例えば福田町のほうの交差点改良とかを実施してまいりたいと考えてございます。

○鳥海隆太議長 古山悠生議員。

○19番（古山悠生議員） ぜひ市民の利便性向上という点に関しては、本当に様々な課題も多いかと思っておりますけれども、市民の命に関わることで、しっかりとした取組をお願いしたいと思います。

最後にしたいと思いますけれども、平成30年度に議会より、地域医療を守り育てるための政策提言があったかと思っております。市民が医療面において安心して暮らせるまちであるためには、医療の提供を受ける側である市民の、かかりつけ医を持つ、コンビニ受診はしない、検診を受診して、日頃から健康づくりを行うなどの理解や協力が必要不可欠で、地域医療は地域住民が自ら守り育てるという住民意識が大切だと私も思います。

その一方で、市民の声を真摯に聞き、市民の声を地域医療の充実に反映できる活動や体制づくりが必要だと思います。

先ほど、市民へのアンケートを実施する予定はないとのことでしたが、やはり市民の生の声、アクセスが不便だ、通い慣れた病院が遠くなることに不安を感じているといったような、そういう声を耳にしますので、そういった声を、市立病院だけではなくて、三友堂病院にも伝えていただくことで、よりよい市民の病院をつくっていただきたいと思いますけれども、最後にこの点について御答弁をお願いして、終わりたいと思います。

○鳥海隆太議長 渡邊病院事業管理者。

○渡邊孝男病院事業管理者 当院に外来とか入院の患者の御家族とか、御本人からいろいろ、入院の治療に関して、あるいは外来の治療に関して、不満の点、新病院ができたときにはこうしてほしい

という要望は承っております、それに対してしっかりと検討しているところでございます。

今年度になりまして、血液内科も外来が増えてまいりまして、あと数年後には腫瘍内科も来ていただけることになっておりまして、そういう意味では、不足と言われておりました内科も充実していく予定でございます。

そういう意味で、市民の皆様の声をしっかりと受け止めながら、医療の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 以上で19番古山悠生議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 2時04分 休 憩

~~~~~

午後 2時14分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に進みます。

一つ、小中学校の学校統合とGIGAスクールについて、10番堤郁雄議員。

〔10番堤 郁雄議員登壇〕（拍手）

○10番（堤 郁雄議員） 櫻田門の堤郁雄です。

新型コロナウイルスの蔓延で出されていた緊急事態宣言も取りあえず解除され、まだまだ安心はできませんが、それでも徐々に日常が回復しつつあるように思います。

小中学校も様々な制限があるとは思いますが、子供たちが普通に学校に通い、学べるということはあるがたいことだなと思っております。

新しい日常という言葉が使われておりますが、我々も今後も感染に気をつけながら、気を緩めずに日常生活を送らなければならないと思っております。

先生方も御負担が大きいとは思いますが、子供たちのため、日本の将来のために今後とも御尽力

をお願いしたいと思います。

さて、質問に入りますが、私からは今回は、小中学校の適正規模・適正配置、いわゆる統廃合の問題とGIGAスクールについて質問いたします。

平成30年3月に米沢市立学校適正規模・適正配置等基本計画の改定版が出されておりますが、子供の数の減少が激しく、当初は中学校4校と予定していたものが、3校に集約するということになりました。生徒の学習環境、あるいは部活動や様々な学校行事等を勘案しますと、ある程度の学校規模がないと、様々な制限を受ける活動が出てきてしまうわけで、統合もやらざるを得ないことであると私も考えているところです。

現在の統廃合の現況と今後のスケジュールについて、具体的な動きがあれば教えていただきたいと思いますが、計画では、（仮称）南西中学校は、南原中学校、二中、三中の統合となっているわけですが、南原中学校においては、先に二中と統合いたしました。今後は三中との統合となる予定ですが、二中も三中も昭和50年代に造られ、老朽化が進んでおります。

統合すれば、新しい校舎が必要と考えますが、新校舎はどこに建つのでしょうかと考えて、基本計画をきちんと読みますと、平成37年度までに開校すると。二中の敷地内にすると。こういうことがきちんと書いてありました。

二中の敷地内に建てるのであれば、現在の二中に生徒が通ったままで、当然学習しているそばで工事が行われる。グラウンドがその用地となるのではないかと思いますけれども、その場合、当然生徒の安全確保や、部活動等で使用するグラウンドの確保等が必要となるとと思いますが、37年度開校と。令和でいうと7年ですから、もうあと5年しかありませんので、当然、具体的にどのような計画をお持ちだと思いますので、そのあたりをお聞きしたいと思います。

また、本来ならば、南原中学校と二中、三中を

同時に統合し、新校舎で開校式を迎えるというのが当初の予定であったかと思いますが、南原中学校が先に二中と統合しました。南原中学校が二中に合併するような形になりましたけれども、その後、生徒の環境あるいは生活に問題は出ていないでしょうか。問題があれば、どのように対応しているのでしょうか。

今回、南原中学校が先に合併した理由には、生徒の環境、特に部活動の制約が大きかったように聞いております。団体で行う競技がほとんどできず、スポーツだけではなくて、吹奏楽なども生徒が集まらずにできなくなっていたというお話を聞いております。

生徒数が少なくなってきたから、そろそろ具体的に統合を考えましょうかでは遅いと思います。部活動などに支障が出る前に統合を進めるべきと思いますが、どうお考えでしょうか。

二中、三中の次は、四中と六中の統合ということになると思うんですが、こちらはまだそれほど生徒数が減らないということもあるので、具体的にまだ、いつまでという話はもうちょっと先かなという雰囲気がありますけれども、先ほど述べたように、部活動などに支障が起きてから、ばたばたと統合の話が進んでいくというのは、いい形ではないと思っております。

それぞれの生徒の気持ちとか、保護者、地域の人々の気持ちを鑑みれば、きちんと何年先には統合するということを決めてもらって、それに向けて気持ちを切り替えていく。そういう時間が必要だと思います。例えば、10年後にはそうなると決まっていれば、心の準備もできるというものです。

しかし、実際に10年後に生徒数がどうなっているかということを考えたときに、1つの学校に入り切れない数の生徒数だった場合にはどうするか。窪田小学校も一時、人数が増えて、そのときは単純に教室を建て増しするということをしていましたが、そういう考え方もあるでしょうけれども、窪田小学校も今は一時期よりは児童数が

減っております。

四中も新校舎建設時には、置賜で最大の人数の中学校ですと言われましたけれども、現在は大分落ち着いてきて、今後は減っていくのではないかと考えております。

六中も、今、塩井小学校区の人数が減っておりませんので、しばらくは同じ人数を維持するとは思いますが、六中の人数が減っていったら、ちょうどいい人数になったら四中と統合しようでは、やはりさっき言ったような様々な弊害が起きてまいりますので、じゃあどうするか。それ以前に統合をきちんと決め、そして足りない教室はプレハブを建てるなりというようなことでも対応するべきだと思います。

統合したからといって、生徒数の減少が止まるわけではありませんから、まだ減少する可能性はあります。そして、何か特別なことで人口が増えるというようなことでもなければ、やがて空きが出てくるわけですから、プレハブ校舎もそのときにはお役御免になると。

こういったことも勘案していただいて、統合を先に進めると。こういうことはどうかと思いますが、一つの案として、どうお考えになるでしょうか。

次に、小学校についてもお聞きいたします。

既に関小学校や関根小学校については、今年度いっぱい閉校というような予定となっておりますけれども、ほかの小学校ではどのようなになっているのでしょうか。

適正規模・適正配置基本計画では、複式学級の解消、1学年2クラス以上を目標としていますけれども、現在まだ複式学級にせざるを得ない学校があるようですが、現状と、そして今後どう進めていく予定であるか、お聞かせください。

次に、GIGAスクールについてお聞きいたします。

先ほど午前中、佐藤弘司議員の質問にもありましたので、重複する部分があると思いますけれど

も、よろしくお願ひしたいと思ひます。

GIGAスクール構想、またはGIGAスクールネットワーク構想とも言われますが、タブレット等の端末、ICT機器だけではなくて、インターネット通信環境も整備されるということです。

当初、今年度は小学校5、6年生と中学1年生に整備されるというものがさきまでの計画だったわけですが、国の補正予算がついたということで、小学校1年生から中学3年生まで、全てが2020年度、今年度、補正予算に含まれるということで、今年度中での実現が可能となりました。

現在でも、パソコン、タブレットは1クラス分はあると思ひますけれども、十分に生かし切れていでしょうか。例えば、タブレットならば、中庭に持ち込んで、植物などの調べもの学習などに役に立ちそうですが、アクセスポイントは十分にあるでしょうか。電波が弱くてインターネットにアクセスできないなどということはないでしょうか。今年度の予算がついたら、ぜひネット環境の充実をお願ひしたいと思ひますが、いかがお考えでしょうか。

リモート環境の強化が進むと、様々なことが可能になってきます。例えば、今回のコロナウイルスの蔓延で、たくさんの大学生が登校できなくなりました。うちの子供もそうなんです、家でネットを介して講義を受けております。その姿を見たときに、これはこれで様々な可能性があるのではないかなと思ひました。

小中学校では不登校の児童生徒がいます。学校には行くけれども教室には行けないとか、保健室登校だったり、指導室登校だったりします。それと、ガイダンス教室に通う子もいます。

そんな学校に行けない子が、学校には行けなくても、学習意欲のある子供たちにタブレットで教室の授業を生配信したり、教室での活動に声だけでも参加したりということができないのではないかと考えました。それがきっかけで普通に通えるようになればいいですが、通えなくても先生と普

通に顔を合わせられるという環境になれば、先生の側からでもいいことなのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

以上、私の壇上からの質問を終わります。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私から、小中学校の学校統合とGIGAスクールについてお答えします。

初めに、第二中学校と第三中学校の統合による（仮称）南西中学校の校舎の設置場所についてお答えします。

（仮称）南西中学校の校舎につきましては、現在の第二中学校の敷地に整備することとしておりますが、昨年度実施しました（仮称）南西中学校施設整備等基本調査において、整備手法として、現在の校舎を取り壊して、新たに校舎を建設する全面建て替えプランや、現在の校舎の一部を長寿命化改修するとともに、不足する教室等を増築するプラン等の複数案を取りまとめたところであります。

また、今年度中には、この調査を基に整備手法を決定し、敷地測量調査や地質調査を実施していきたいと考えており、今後、整備手法を決定するため、庁内関係課と協議を行う予定でありますので、庁内での調整ができ次第、議会や市民、学校関係者に対して御説明してまいります。

なお、全面建て替えでは、グラウンドに建設するプランや、現在の校舎の一部を解体した後に建設するプランがあり、長寿命化改修の場合も含めて、仮設校舎の建設が必要となることなどから、多くの場合、グラウンド等が使用できなくなる期間が発生することが想定されます。

この場合には、さきの四中の新築工事の際の対策として行った市の各種施設の代替使用等により、学習環境を確保する必要があるものと考えておりますが、具体的な方法については、今後、整備方法を決定した後に詳細を検討してまいります。

次に、南原中学校と第二中学校との統合におい

て、不都合や問題が出ていないかとの御質問ですが、統合後1年が経過する中で、子供たちは1つの中学校として、まとまりのある学校生活を送っており、スクールバス等の通学も安全にスムーズに行われております。

なお、統合に当たり、生徒の不安解消などに対応すべく、教育相談員を配置しております。

また、統合がうまく進んでいる背景としては、そこに至るまでの期間、両校の生徒による交流を何度も重ね、結びつきを深められたこと、統合準備委員会において、両地区の地域住民と保護者、両校の教職員が集まり、様々な課題について協議を行い、十分に準備できたことが挙げられます。

このたびの南原中学校と第二中学校の統合は、仮称南西中学校として開校する前の暫定的措置ではありましたが、地域住民及び保護者の方々の御理解、御協力の下、スムーズに統合することができたと考えております。

今後、暫定的な統合を検討する際には、南原中学校と第二中学校の統合を参考に、統合時期や学校運営、通学方法など様々な課題を協議し、十分な準備を重ねることが必要であると考えております。

次に、ある程度の規模での統合についての御質問ですが、学校統合を判断するに当たっては、学習面、生活面、部活動も含めた教育環境について、どうあるべきかを第一に考え、校舎の状況や財政の面などから総合的に判断し、保護者や地域住民の方々の御理解を得て進めていかなければならないと考えております。

このため、必ずしも現在の施設規模と生徒数の関係のみで統合時期を判断しているものではありませんが、今後、児童生徒数の減少が見込まれるとともに、財政状況も厳しいことから、できる限り最小限の設備投資を行うことも重要であると考えております。

仮校舎建設の必要性については、こうした検討過程の中で検討して、判断してまいります。

次に、第四中学校と第六中学校の統合において、仮校舎の建設も含めて考えるべきではないかとの御質問ですが、前にもお答えしましたとおり、学校統合を判断するに当たっては、施設などの物理的な面だけではなく、ほかにも様々な課題について丁寧に協議し、進めていかなければならないと考えております。

また、現在、統合に向けたロードマップの策定を行っているところですので、保護者及び地域の方々にお示しできるよう進めてまいります。

なお、中学校の統合につきましては、現在の7校を全て閉校し、新しく3つの中学校を開校するという考え方で進めております。新たな学校を開校するに当たり、その教育理念や教育方針については、3つの中学校を別々に考えるのではなく、市全体で捉え、検討する必要があると考えております。

次に、小学校の統合も加速すべきではないかとの御質問にお答えします。

統合に当たっての考え方は、前段でお答えしたとおりで、繰り返しになりますが、学習面、生活面、部活動も含めた教育環境について、どうあるべきかを第一に考え、校舎の状況や財政的な面などから総合的に判断する必要があると考えております。

現在は、複式学級の解消を目指して取り組んでおります。具体的には、三沢東部小学校、三沢西部小学校、六郷小学校が複式学級となっておりますので、地域及び保護者の方々と協議してまいります。

あわせて、計画全体のロードマップの策定を行っているところですが、このロードマップでは統合の大まかな目安となる時期をお示ししたいと考えております。策定後でも、児童数の推移や校舎の劣化度等なども勘案し、統合を早める必要があると判断した場合は、随時見直しを行っていく必要があると考えております。

次に、現在のタブレット等の活用状況とG I G

Aスクール構想の補助事業により、学校の通信環境や端末整備はどのように進むのかとの御質問にお答えします。

現在、全ての小中学校には1学級の人数分の端末と教室無線LAN環境があります。タブレットの導入によって、自らの学習を写真や動画を撮影して活用することや、プログラミング学習への利用として確実に定着してきていますが、端末数の不足や通信の遅延、通信範囲の狭さがタブレットを活用して学習することの課題になっております。

本市においては、教育ICT環境充実のため、令和元年度と2年度の国の予算措置を活用し、児童生徒が一斉に動画等を視聴できる高速大容量ネットワーク環境と、児童生徒が1人1台使用できる端末の整備を目指します。

次に、リモート環境下におけるICT機器の利用が不登校児童生徒の授業参加につながるのではないかと御質問についてお答えします。

本市においても、不登校は大きな課題となっています。ICTによる授業提供ができれば、教室に入れない児童生徒がICTを活用して同じ授業を視聴したり参加したりすることができ、今までにない学習機会を得ることができます。そして、ICT機器を通してではありますが、授業を受けることが児童生徒の自信につながるものと思います。

さらに、教室に入れない児童生徒のコミュニケーション力や人との関係を構築する力を育む手段としてICT機器を活用できないか、研究してまいります。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) 御答弁ありがとうございます。

まず、二中、三中の統合の件でお聞きいたしますけれども、計画では平成37年、令和でいうと令和7年に開校予定ということで進められている

と思いますけれども、その予定で今進んでいると考えてよろしいですか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今、令和7年を目指し準備しますというふうな形で基本計画に載せております。その部分につきましては、先ほど申し上げたような調査等、様々なことを経て確定していくものと思ひまして、現在、作成途中のロードマップにてお示ししてとは考えておりますけれども、目途としましては、令和7年というようなことは基本に据えているところではございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) 令和7年は変わらないということで、そのロードマップはいつ頃示していただけるのでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 申し訳ございません。私の説明が不足していたかと思ひます。令和7年を目標に準備を進めておりますけれども、様々、先ほどのような調査の結果等も踏まえて、今年度中にロードマップをお示ししますので、そちらで具体的な開校年度についてはお示しができると思ひつていただいております。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) そのロードマップというものは、取りあえずは二中、三中の統合の部分だけですかね、今年度中に示すというものは。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 そうではございませんで、中学校につきましては、あるいは小学校につきましても、具体的な統合年度というところまでは小学校の場合は絞れないと思ひますけれども、おおよその今後の予定としてお示ししたいということになりますので、(仮称)南西中学校のみならず、市全体の適正規模・適正配置の計画としてお出ししたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) なるほど。ということ

は、中学校においては、3つの中学校ですけれども、年度まで出てくるような形でしょうかね。小学校については、年度はまだ決定はできないというふうなことだと思うんですけども、中学校については、もう年度も大体その辺で出してくるということでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 中学校においては、開校年度についてもお示しできるように作成してまいりたいと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） では、具体的な話はまたロードマップが出たときにお話もさせていただきたいとは思いますが。

二中、三中については、あと5年の間で、その測量や設計、実際の工事というふうに考えると、大体3年ぐらいかかるというふうに普通考えておくと、大体あと2年以内には様々な建設手法なりなんなり、そういうものも決定しなければならないと思うんですけども、そのあたりは今年度中に示せるんですかね、それとも来年度ぐらいまでかかるんでしょうか、その辺は。

二中、三中の統合の部分だけですけども、具体的に、今、現校舎を壊して建て替えるとか、一部壊して、足りない部分を足すとか、長寿命化するとか、様々な案があるというお話でしたけれども、全く、例えば、先ほど言ったように、グラウンドに新しい校舎を建てるというやり方と、現校舎を壊して建てるというのでは、費用の部分もそうですし、生徒にかかる負担という部分も考えますと、かなり違うように思うんですけども、その辺はできれば早めに示していただきたいと思うんですが、それは今年度中ぐらいにお示しいただけるんでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 先ほども教育長が壇上から御説明させていただいたように、昨年度の調査を基に、今年度中には整備手法を決定していきたい

と思っていますので、その中で、いつまでに整備ができるのかということはお示ししていきたいと考えております。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） 中学校については今年度中にロードマップを示すということですから、二中、三中については、そこで手法についても具体的に示していただけたらと考えてよろしいわけですね。分かりました。

それでは次に、旧南原中学校、旧と言っているのかあれですが、南原中学校が先行して二中と合併したわけですけども、今、先ほど教育長のお話では、特に問題はないと。生徒についても、生徒以外の周りの環境についても特別問題はないと。それは、それ以前に様々な、そういう生徒同士の交流、それから教職員同士の交流や保護者の交流と、そういうものがあって理解を積み重ねてきたから、そのおかげもあって今、特別問題はないんだというようなお話でよろしかったでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 様々、定期的に学校の校長から話を聞いたり、あるいは随時話を聞いたりする機会もありますし、学校に行って、訪問をして、子供たちの様子などを見るという機会もございますけれども、今現在、私たちのところにそういった不都合なというふうなことでの話は来ていないということでございます。

スクールバスなどについても、このたびコロナウイルスの感染等がありましたものですから、分散登校しているときにはピストン輸送で、なるべく1台に乗る生徒を減らしてなどという対応もありましたけれども、そういったことも含めて不都合なところは出ていないと。そして、そういったことの成果になっているのは、やはり時間をかけて御理解いただきながら協議を進めてきた結果であろうと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） （仮称）南西中学校については、南原中、二中、三中が同時に合併をして、新しい学校ができるんだらうと当初考えていたわけですが、南原中の地区の保護者や地域の人々の要望等もあって、先行して合併するという形になったと思うんですが、やっぱり当初、私あたりが考えていたより、すごく急に決まったというか、地域の理解を得られたので、もう来年には行きますみたいな、そういう感じでとんとんと話が進むことはいいんですが、何か実際に統合になるまでの期間はすごく短かったような気が、印象があるんです。1年ぐらいではなかったかなと思うんですが。

ただ、その期間でも、そういった交流等をやることで、お互い気心が知れてくるというんですかね、そういうことがあれば、その後の部分的な合併ということでも特別問題は起きないと理解してよろしいんですよね。そこは、繰り返しになりますけれども、よろしいんでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 南原中学校と第二中学校の統合については、統合する地域、保護者の方々の御要望、お話もお聞きして、統合すべきと判断をし、進めてまいったわけですが、今回の二中、南原中の統合につきましては、決定してから2年間、準備の期間を経て開校という形で、昨年度の開校に至ったということでございます。

やはり、ある程度の時間を使わなければ、なかなか難しいのではないかと思います。といいますのは、今年度、小学校の統合で、関根小学校と松川小学校、関小学校と南原小学校の統合準備委員会を昨年度開いて、いろいろな細かいところを決定し、今年度はそれを実践しつつ、子供たちの交流も深めている。やはり、そういうことを考えると、まず少なくとも2年は必要であろうと思います。

加えて申し上げますと、先ほど教育長も答弁させていただきましたように、中学校の場合には新

しい学校を造るということを考えますと、もう少し時間も必要になることが出てくるのではないかと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） 関小学校と関根小学校も何かやっぱり、とんとんと話が進んだなという印象を受けるんですが、いざ決まってしまうと、実際進むべき方向は決まっているわけですから、とんとんと行ったような印象になると思うんですが。

やっぱり、今、南原中では2年とおっしゃいましたけれども、今の小学校2校が1年半ぐらいになるんですかね、正味2年ないぐらいではないかと思うんですが、その中でも、南原中のときの手法をきちんと取って、手続をして、問題が起これないように今やっていらっしゃることですので、そこはきちんとやっていただいて、丁寧に進めていただければいいと思っております。

次にといいますか、さっき部活動の話もしましたけれども、部活動や生徒会活動や、様々活動がありますけれども、生徒の人数がぐっと減ったから統合しようとなる前に、ある程度の規模以下になってくると、もう部活動、あれはできない、これはできないとか、いっぱい出てくるわけですよね。特にやっぱり、人数の多い野球やサッカーや、バスケットボールだ、バレーボールだ、様々あると思います。団体でやる競技なんかは特にそうだと思いますし、先ほど言ったように吹奏楽とか、やっぱりある程度の人数がいないとできないものというのはあるので、好きでやりたいと言っていた子供が学校に行ってみたら、部活動がないんだよというふうなことになるのは非常にかわいそうだなという印象があるんですが。

ですから、ある程度の規模のときに合併を押し進めるべきではないかなと思っているんですが、基本計画の中で、例えば四中と六中の統

合を考えると、今、両校の学級数だけ考えると、足せば20クラスぐらいになるわけですね。35年ぐらいでも、まだ減らないので、大体20クラスぐらいになるんですけれども、これは六中のほうの人数が減っていないということはあるんですが、四中だけを見ると、六、七十人減っているんですね。減る予定なんですね。

だから、六、七十人減る予定で、六中の人数が150人ぐらいですから、教室からいうと、もう六中の半分ぐらいの人数は十分に収容できる容量はあるんです、四中の中に。だから、あと残りの半分の分の収容できる分を確保すれば、35年という、あと3年ぐらいですけれども、ぐらいでも、もう十分進めることができる。

予算、財政の兼ね合いもありますよというお話だったんですけれども、新しく建てるとなれば当然予算はかかりますが、四中に統合する場合であれば、四中は建てたばかりですから、建て替えとかそういった費用はかからないわけですよ。ただ、教室数は実際足りなくなることであれば、その足りない分の教室を3クラスか4クラス分だけプレハブで確保していくということも一つの手法ではないかと思うんですよ。

これは一時的に、例えばプレハブで建てたとしても、それでずっといくわけではありませんから。何年間かしたら、やっぱり人数はもっと減ってきますから、当然必要なくなるとなるわけですよ。ただ、その人数がやっぱり急激にぐくぐくと下がってきたときに、じゃあうまく四中の校舎の中に収まる人数なのかというふうになったら、そこはまだ分からないわけですよ、そのときになってみないと。

だから、ある程度、年度を決めて、例えば5年後、6年後にはとか、何かそういうことを決めて、そのときの人数は恐らく推定で何人となっていますから、そのときには教室数は確かに足りない。足りないけれども、その足りない分はこうやって確保して、何年か分だけちょっと我慢してください

いと。例えば、1年生のうちの何クラスか、そこに入ってしまうということがあるかもしれませんけれども、ずっとそのプレハブにいるわけではありませんから。学年が替わったり、クラス替えをすれば当然変わるわけですし、そういったやり方も一つの手法として、ありではないかなということ御提案申し上げたんですが、いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員お話しのとおり、そういったことも手法の一つとしては考えられるのではないかと思います。

先ほど申しあげましたロードマップで、中学校については開校の年度などについてもお示したいと考えておりますので、先ほど申しあげた学習面、生活面、部活動も含めて、そういった様々な教育的な環境、そして地域の方々、保護者の方々の御意見、お考え等も含めた形で開校年度を決定し、そのときに、もし人数的に今の現校舎では難しいという場合には、そういった手法も検討していく必要があるのではないかと思います。

学校規模だけで判断するものではございませんので、総合的に判断した結果、そういった検討が必要であれば、検討も進めるという形で御理解いただければと思います。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) 先ほど、中学校のそこだけ考えるのではなくて、市内全体のことを考えながらやっていくことが必要だというふうに教育長はおっしゃったと思うんですけれども、中学校の統合だから中学校だけ考えればいいというわけではもちろんなくて、やっぱり小学校も同時に考えていくことが必要だと思うんですよ。

先頃、市政協議会のときに、広幡小学校の話が出たときに、広幡小学校の児童を興譲小学校に移動して、工事期間中、勉強させるんだよという話がありまして、そのとき、六中が空いているから

使えるのではないかという御提案を私が申し上げたと思うんですけれども、そのとき指導部長は、中学校と小学校は1時間の授業時間も違うから、なかなか一緒にできないというような話だったと思うんですけれども、この中に統合中学校の話も出ているわけですね。統合とは、小中一貫校の話が載っていきまして、その中にも、いろんな手法はあるとは書いてありますけれども、例えば小中が同じ校舎の中で学ぶというようなケースもあるわけですね。

そういった場合には、そういった時間数の違いというものはうまく調整はできると思うんですけれども、どっちにするとはい分かりませんよ。小学校の時間をちょっと延ばすのか、中学校の時間をちょっと縮めるのか分かりませんが、そうやって調整をすれば、小学校と中学校でも同じ校舎の中でやっていくことは可能だとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 先日、市政協議会でお話しさせていただいたときに、私も説明足らずで申し訳なかったと思いますけれども、今現在、六中というふうなことでお尋ねだったものですから、六中の校舎を考えたときに、同じフロアの2階のところに小学校と中学校を設置するような形になるのではないかと。そうなりますと、やはりなかなか同じフロアの中で違う動きをするという形では難しいのではないかとということでお話をしていたところでございます。

階を変えればということなどもあるのかもしれませんが、そういったことになると、大がかりな改修等も必要になってくるのではないかとことを考えますと、このたび広幡小学校の校舎の改修というところの代替の案としては、なかなか難しいのではないかなと考えたところでございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) 広幡小学校の件は、急

に出てきた案件だと思いますので、なかなか、確かにこの間もお話ししましたが、小学校低学年の子供と中学生が同じところを使うというのはなかなか難しいので、そこは当然、改修等が必要だという部分は理解はしているところですし、その工事期間とか、そういうことももちろんかかるんだろうとは思いますが、その話はここではこれ以上深くはお話ししませんが、様々ちょっと、この間は、一応は六中という案もお考えになったとお聞きしたので、お話をさせていただいたわけですが、必ずしも不可能ではないのではないかと、いろいろやりようで可能なこともあったのではないかなとは思ったりもしたんですけれども。

四中と六中の統合ということで、四中に統合するとすると、六中が単純に空くということになるわけですよ。六中は、そんなに古くないですし、設備的にもすごくいいところだと、環境もいいところだと思っていますので、ぜひあれは活用して、そのまま学校なりにして活用したほうが私はいいなと思っているんですけれども、小学校の部分については、まだ計画を具体的にはお示しできないというお話でしたけれども、例えば広井郷地区の統合小学校を、例えば現在の六中にするとか、そういったことも計画の中に考えとして入れていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 議員お話しの方の広井郷地区の統合小学校ということについては、様々な手法があると考えております。その手法の一つに、現在六中で使っている校舎の利用ということも考えられると思いますし、実際に地域にお邪魔して、お話を聞きする中では、そういったお考えをお持ちの地域の方もいらっしゃるということも、こちらとしては承知しているところでございます。

ですので、そういった様々な、ほかの手法も含めて、様々な検討の中の一つとして、今後検討し

てまいりたいと思っているところでございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) 小学校の統合も、ちょっと急がなければならない部分もあるなど思っていて、先ほど三沢東部、三沢西部小学校、六郷小学校も複式学級になっているというお話だったんですけども、平成35年あたりに、推計を見ると、広幡小学校でも複式になる可能性がある。

そうすると、やっぱりそういう問題解決ということでは、統合小学校の話も進めていかなければならないと思いますし、ただ小学校は、地域の中の学校という側面もありますから、地域の理解というものも当然必要なことですし、そういった地域との話し合い等をももちろんやっていかなければならないとは思っておりますけれども、今言ったようなこともありますので、やっぱりその辺もちょっと早めにお示しして、地域の理解を得ながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、最後のほうになりますけれども、GIGAスクールですね、先ほど佐藤議員の質問の中で、ある程度答えていただいたので、大体分かるといえば分かるんですけども、機器だけではなくて、やっぱりネットワーク環境ですよ。その高速大容量の回線の設置といいますか、それも必要なことだと思います。

今回、やっぱりコロナウイルスのことで分かったことは、そういうことは可能なんだと。学生だけではなくて、テレワークということで、おうちで仕事をしていらっしゃる方もかなり今回は多かったと思うんですけども、そういったところで、やっぱりそういった環境を、家庭内での環境も大分整ってきているように思いますし、足りないところは、先ほど指導部長がおっしゃったように、機器の貸出し等、そういうことも必要なのではないかというようなこともあると思いますけれども、学校の中のネットワーク環境というものをもうちょっと、やっぱり整備すべきではない

かなと思います。

やっぱり校舎の隅から隅まで、どこへ行ってもネットワークにつながるような環境をつくっていただかないと、それこそやっぱり、教室が替わったらつながる、こっちはつながらないとかというふうなことではちょっとうまくないと思いますので。

今回その予算については、こちらから要望を出すんですよね、幾ら幾らと要望を出すということになっているのではなかったでしたか。それで、向こうから予算が決まるというような形ではなかったですか。その辺はどうなっていますか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 ネットワークにつきましては、校内を網羅するような形での整備というふうになろうと思います。こちらとして、国が示す様々な基準に合わせて、ネットワークの構築、そしてその見積りといいますか、金額もお出しする形にはなりますけれども、国でも上限等が決まっております、必ずしもこちらのとおりの形にはならない部分はありますけれども、なるべくいい環境になるように努めてまいりたいとは考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番(堤 郁雄議員) いい環境にしていきたいと思うんですけども、その予算の積み上げといいますか、それはもう始めているんですか。つまり、機器に関しては、機器掛ける生徒数で簡単に出来ると思うんですけども、例えばネットワークとかだと、やっぱり専門の業者に来ていただいて見積り等を取らないとなかなか難しいと思うんですよ。そういう業者の選定や、そういうことはもう具体的に話は進んでいるんでしょうか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 交付金の申請を行うに当たって、様々見積りを取りながら事業費の積算を行っておりますが、まだ決定をしておりませんの

で、業者等は決まっておりますし、金額等についてもまだ未確定の部分という形になっております。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） でも、今年度中に整備することと、国の方針ではあるようですので、早急に業者選定等をやっていただきたいと思うんですけれども、それは今からだと9月議会にかかるといことですかね、予算等のあれについては、どういう予定になっていますか。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 すみません。まだ国からの正式な内示等がない状態でありますので、内示を受けて、議会と御協議させていただいて、日程は詰めさせていただきたいと思っております。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） 国では期限が決まっているような形でやっていますので、当然、国の予算は限りがあるということもありますけれども、国としては一応出すとは言っているのです、それは最終的にこっちが希望した金額と同額が来るというか、そこはちょっと私にも分かりませんが、そこは必要性を強調させていただいて、ぜひ満額で、そして校舎内はもちろん、体育館とかグラウンドもネットワークの範囲に入るようお願いしたいんですけれども、グラウンドの端とはいいませんが、グラウンドの真ん中辺りでも通じるようにするには、何らかのアンテナみたいなものも必要になるんでしょうかね、そこはちょっと具体的に分かりませんか。校舎の上に立てればいいんでしょうかね。そこは具体的に分かるのであれば、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○鳥海隆太議長 渡部教育管理部長。

○渡部洋己教育管理部長 申し訳ありません。ちょっと私も、どの範囲まで電波が届くのかということは承知していないところですが、ちょっとグラウンドとなると、やはりアンテナ等を立てないと

電波は行かないのかなと思っております。

国の補助金につきましては、様々な教育関係の補助金と同じように上限がありまして、こちらで整備する事業費についてそのまま要求した額が交付されるというものではございませんので、その辺は御理解いただければと思います。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） どちらにしても、今年度中にもう決まっているわけですから、決まるようにぜひお願いしたいと思います。

そのリモート環境でそういったタブレット等を使えると、例えば先生が授業しているのを生で不登校の子とか、教室外にいる子供でも授業を受けられる。これは、今回のこういったウィルスの蔓延とか、あるいは災害時とかでもあり得ることだと思うんですけれども、災害時に、米沢市が直接災害の被害を受けないとしても、被災者がたくさん避難して、学校等の体育館を使わなければならないとか、そういったことで生徒がなかなか授業を受けられないとか、何かそういう環境も出てくる場合があるわけですね。

そういったときにやっぱり、こういったことができるんだよということは、すごく強みになると思うんですね。その中に、不登校の子がいれば、もちろん通常時でも使えますし、災害時やそういったときにも使えるということ。

あとは先生方の使いこなさだだと思うんですけれども、機器そのものについては、やっぱり明るくない先生方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった機器のセッティングやメンテナンス等については、やっぱり学校の中である程度分かる人が必要だなと思うんですけれども、そういった人の配置とは考えていないでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今現在、ICT関係の支援ということにつきましては、情報教育サポート事業ということで、業者に委託しまして、様々、設定等、あるいはトラブル等があった場合には学

校に駆けつけて対応するという形を取っているところでございます。

しかしながら、GIGAスクールという形で端末の台数も増えたり、あるいはオンライン授業等も含めた活用が様々広がりますと、今現在の支援の状況ではなかなか難しい面も出てくるのではないかということは想定しているところがございます。

そういったところをどのようにして解決していくかということについては、今現在、研究しているところでもありますけれども、今年度中の整備ということを目指しておりますので、そういったところについても速やかに検討を進めてまいりたいとは考えているところがございます。

○鳥海隆太議長 堤郁雄議員。

○10番（堤 郁雄議員） やっぱり専門的な知識のある人でないとできないところもありますので、電話一本ですぐに駆けつけてくれるような環境づくりというのも大事だと思いますので、そういうこともぜひ推し進めていただいて、GIGAスクールを活用していただきたいと思います。私からは以上です。

○鳥海隆太議長 以上で10番堤郁雄議員の一般質問を終了し、暫時休憩いたします。

午後 3時12分 休 憩

~~~~~

午後 3時24分 開 議

○鳥海隆太議長 休憩前に引き続き会議を開きます。ここであらかじめお諮りいたします。

本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳥海隆太議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議が定刻の午後4時まで終了しない場合、会議時間を日程終了まで延長することに決まりました。

次に進みます。

一つ、介護サービス事業における新型コロナウイルス感染症の対応と支援について外1点、15番齋藤千恵子議員。

〔15番齋藤千恵子議員登壇〕（拍手）

○15番（齋藤千恵子議員） 皆様、こんにちは。一新会の齋藤千恵子です。

暮らし歳時記七十二候では、この季節を「梅子黄」といい、梅の実が黄ばんで熟す頃、青い梅が次第に黄色味を帯び、赤く熟してくる頃です。私は、この二十四節気、七十二候、日本の細やかな四季を表すすばらしい言葉だなと常々思っているところです。

さて、2019年11月、最初の症例が確認されてから、2020年1月30日に世界保健機関が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言し、瞬く間に世界中に感染拡大をしてしまった新型コロナウイルス感染症、100年に一度の有事と言われています。

数日前になりますが、厚生労働省の公表によりますと、6月7日現在、日本国内の感染者は1万7,174人、お亡くなりになられた方は916名にも上っています。お亡くなりになられた方々に衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、療養中の方の一日も早い御回復を御祈念申し上げるところです。

現在、各国では様々な対応を必死に取り組んでおりますが、一日も早い終息を望むところです。

この有事の中、最前線の医療現場において命がけで日夜闘ってくださっている医療従事者の方々、様々な職場で困難と向き合っているの方々、外出自粛要請に応じて、日常と異なる状況でも困難と闘っている方々などが感染拡大防止のため最大限の対策を講じているところです。

先月26日、緊急事態宣言が解除となり、社会経

済活動が徐々に再び動き始めました。一方、介護現場や訪問介護やデイサービスなどの在宅介護の現場では、感染リスクの高さなどから、いまだ緊迫した状況が続いています。

今回は、日夜、高齢者の方々と向き合い、介護に当たっている介護従事者の方々への対応と支援について質問させていただきます。

大項目 1 つ目、介護サービス事業における新型コロナウイルス感染症への対応と支援について質問いたします。

小項目 1 つ目、介護サービス事業所等への対応についてお伺いいたします。

本市では、厚生労働省からの介護保険最新情報を市のホームページで随時掲載していますが、国の施策に加えて、本市独自の施策の上乗せも必要かと思います。いかがでしょうか。

介護の現場で、入居者、利用者、職員の集団感染のリスクを抱えながら、入居者に密接に関わらなければ成り立たないものが現状です。また、多くの入居者が基礎疾患を抱えているのです。

こうした現状の中、対応について、次の 3 点についてお伺いいたします。

まず初めに、介護従事者、高齢者に対する本市としての介護施設向けの行動指針を速やかに作成していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。この行動指針は、要介護者やその家族、また従事する職員の感染リスクに関する不安を軽減することにもつながるものです。

次に 2 点目、在宅の独り暮らしの高齢者に対する見守り等の取組実施についてお尋ねいたします。

急速な少子高齢化、大都市一極集中型が急速に進み、高齢者夫婦だけの世帯や高齢者の独り暮らしの方が増え、今後コロナ禍において見守りの形も変化していくものと思われます。離れて暮らす高齢者の安否を家族に代わって確認してくれる見守りサービスや見守りアプリなど、IT 活用の見守りが様々な開発され、活用されるようになりま

した。

第 2 波、第 3 波の襲来も危惧されます。市として、遠隔見守りケアの分野を積極的に推し進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

3 点目、要介護認定の取扱いについてお尋ねいたします。

このコロナの最中の新規申請の取扱い、また要介護認定の臨時的取扱いについて、答弁いただきたいと存じます。

小項目 2 つ目、介護サービス事業所等への支援についてお伺いいたします。

中でも、通所介護のデイサービスや訪問介護事業所では、感染リスクの不安や家族の仕事が休みになったこと、それに伴う収入減が原因と見られるキャンセルが多く、また衛生物資の調達に費用がかかるなど、既に経営状況が悪化しているとお聞きしています。

このコロナ禍で、地域介護崩壊になりかねないことが危惧される中、介護事業者の方々は日々、高齢者の方々の命、生活を支え、密に接触し、介護、福祉の現場を支えてきました。多くの介護事業者の方々、そして事業所への支援をどのようにお考えですか。

国の動きを見ますと、第 2 次補正予算で、慰労金の名目で国費による補助が見込まれているようですが、市独自の支援はどのようにお考えですか。

また、事業所では経営は厳しいが、感染防止の対策はしっかり続けなければならない。こうした実情に対し、市としての支援をどのようにお考えですか。お尋ねいたします。

私は、在宅医療体制の強化を含め、事業所や経営の方々が、今までの見通しの利かない不安を払拭し、安心してサービスを続けることができるよう支援が必要と考えます。

次に、大項目 2 つ目、読解力向上のための取組についてお伺いいたします。

読解力は言うまでもなく、全ての教科の基礎と

なるものです。国立情報研究所、新井紀子教授のベストセラー「AI v s . 教科書が読めない子どもたち」によると、基本の読み方や論理的思考のできない子に幾ら知識を教えても、それを整合的に使えるようにはなかなかならないという指摘もあります。

昨今、全国的な問題として、子供の読解力の低下が顕著になってきています。喫緊の課題として、読解力向上のための施策を実施していることと認識していますが、本市の現状と課題についてお伺いしたいと存じます。

小項目1つ目、PISA調査の「読解力」の結果分析についてお伺いいたします。

PISA調査は、経済協力機構により実施され、生徒の学習到達度調査、これをPISAといい、全79参加国、地域の生徒の知識や技能などを、実生活の場面で直面する課題についてどのように活用できるかを調査するものです。

分野は、「読解力」「数学的リテラシー」「科学リテラシー」「問題解決能力」の4分野です。

調査の結果、我が国の15歳の学力は、「読解力」を除く3分野ではいずれも得点が高かったものの、「読解力」の分野は平均程度まで低下していることが分かり、大きな課題が示されたのです。

そこでお尋ねいたします。PISA調査における「読解力の定義」をどう捉えているのか。また、問題の特徴、この調査から明らかになった課題の全体の状況や読解プロセス、出題形式から見た課題をどのように捉えているか、お知らせください。

小項目2つ目、読解力向上への具体的な取組についてお伺いいたします。

この調査の結果を受け、様々な検証がなされたことと思います。結果をしっかりと分析し、どのように対応していくのか、極めて重要です。読解力向上に向けた具体的な改善施策や方向をお示しください。

調査の結果を踏まえ、国際的な質の高い学力を目指すため、文部科学省も本腰を入れて様々な施

策を打ち出してきましたが、市として具体的にどのような取組が必要と考えているのか、教育長の御所見をお伺いしたいと存じます。

また、読解力向上のために、幼少期の読み聞かせがどのような影響を与えるかについても御見解をお示しください。

小項目3つ目、読解力向上と読書活動の関係についてお尋ねいたします。

報道によりますと、PISA2018の調査報告では、日本の生徒は、「読書は大好きな趣味の一つだ」と答える生徒の割合が、OECD平均より高いなど、読書を肯定的に捉える傾向があるとも分析されており、こうした生徒ほど読解力の得点が高い傾向にあるとの結果となっています。

この結果を踏まえますと、学校図書室の蔵書の充実や活用などの言語環境の整備を図ることが重要と考えます。

文部科学省は、平成29年より学校図書館図書整備等5か年計画を推進しています。図書整備に関わる経費として、5年間で毎年度、約220億円、総額約1,100億円の地方財政措置を講ずることとしています。学校司書の配置についても、新たに5か年計画に位置づけています。

読解力や、主体的、対話的で深い学びを共に推進していく上で、学校図書室の役割は非常に重要であるという認識を本市教育委員会としてもお持ちのことと存じます。その上で、学校司書の配置と学校図書室の活用とその効果について、読解力向上の観点からどのようにお考えか、その認識をお伺いいたします。

今後、国際的に求められる読解力は、もちろん国語という教科に限らず、あらゆるメディアから情報を取り出し、分析し、読み解く力だと考えます。その能力を高めるために、今何が課題なのか、あらゆる観点からの取組が必要だと考えます。

本市の積極的な取組を御期待申し上げ、壇上からの質問とさせていただきます。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

〔安部道夫健康福祉部長登壇〕

○安部道夫健康福祉部長 私から、1、介護サービス事業における新型コロナウイルス感染症の対応と支援について、（1）介護サービス事業所等への対応についてお答えいたします。

まずは、介護事業所向けの行動指針等の情報発信についてお答えいたします。

介護事業所で感染者等が発生した場合の対応は、厚生労働省発出の「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」などで感染防止対策の徹底から感染者発生時の具体的対応方法が示されております。この行動指針を事業所での行動の指針として、ホームページ等への掲載等により、各事業所に対し周知を図っているところでございます。

今後も、これらの指針に基づいた適切な行動を促していく観点から、新しい情報の迅速な周知はもとより、内容に応じて掲載箇所を分類するなど、事業所側が指針として活用するために必要な措置を講じてまいります。

次に、面会等の在り方についてお答えいたします。

報道等においても、外出の自粛や移動制限の長期化により、単身高齢者等に遠方に住む御家族が会いに来ることができないといった事例があると言われております。直接会うことができない環境にあっても、スマートフォンやタブレットなどを活用して実際に話し、様子を見ることがすることは、お互いの不安の解消や高齢者の孤独感を解消するために大変有効であるものと認識しております。

現に、介護施設等においては、既にこれらを活用して面会等を実施しているところが出てきております。新しいコミュニケーションツールとして今後根づいていくものと考えられます。

こうしたツールの有効活用については、費用の面や使い勝手など様々な課題もありますが、今後研究を進めていく必要性が高いと考えておりま

す。

次に、要介護認定の状況についてお答えいたします。

更新申請の方については、国からの通知により、感染防止のため医療機関や介護施設等が面会を制限する場合や、申請者が面会を拒否する場合など、特段の事情がある場合には認定調査を行わずに有効期間を延長する臨時的取扱いを行うことが可能とされております。

多くの医療機関や介護施設等の御協力により、おおむね調査を継続できております一方で、やはり在宅の申請者の一部の方で調査実施困難な方がいらっしゃいましたので、当該取扱いにより認定した事例がございます。

ただ、新規申請の方の場合は、認定の根拠として状態の確認は必須であることから、市調査員が感染防止の対策を行った上で調査し、通常の手続に従い認定を行っているところでございます。

続いて、（2）介護サービス事業所等への支援についてお答えいたします。

まずは、不安の中で介護サービスを提供している介護従事者の皆様へ心から感謝と敬意を表したいと思います。

現状として、感染の不安から利用者自身が介護サービスの利用を控える事例や、事業所が感染防止の観点から事業の休止や利用制限を行う事例が発生していると認識しています。

そのため、通所事業所への通いが困難な方に対して、通所事業所の介護従事者による訪問や電話等の代替サービスを提供した場合や、訪問介護事業所で感染防止の観点からサービス提供時間を短縮した場合でも通常の報酬が請求できるなどの臨時的な措置が講じられているほか、感染者や濃厚接触者の対応を行った事業所へは、人件費を含め必要な経費が申請により交付されます。

今後も利用控えが懸念されているところですが、本来、生活維持に必要な介護サービスであるという前提に立ち、代替サービス等の提供

を活用しながら、安心して利用できる感染防止対策の徹底を最優先するよう助言してまいりたいと思います。

また、こうした状況から、厚生労働省では、利用者と接する機会のある介護従事者への慰労金を第2次補正予算に計上しているほか、厚生労働省の諮問機関であります社会保障審議会介護給付費分科会において、令和3年4月の介護報酬改定について、これら新型コロナウイルス対策の評価も含めた報酬とするよう提案がなされるなど、基本報酬の増額改定に向けた議論が行われているところです。

本市における独自の支援策につきましては、国のこのたびの2次補正の中身を精査する、あるいは今後の国の動向、県の動向などを確認した上で、新型コロナウイルスの感染症の状況などを注視しつつ、総合的に判断していきたいと考えております。

次に、2番目の（2）読解力向上への具体的な取組についてのうち、幼少期の読み聞かせについてお答えいたします。

保育士や認定こども園等での園児への読み聞かせについては、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領に基づき、年齢や発達に応じた狙いや内容に沿って行っております。

保育所保育指針等においては、日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせることが狙いとされています。

その内容は、いろいろな体験を通じてイメージや言葉を豊かにすること、絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わうこととされています。

さらに、家庭での読み聞かせについても、各園で様々な取組により保護者への支援を行っております。例えば、施設にある絵本の貸出しや、教

材として使用した絵本を持ち帰り、自宅でも親子で絵本に親しんでもらうことや、園だよりやクラスだより、クラス懇談会等で子供たちに人気がある絵本の紹介や、年齢に応じたお薦め本の紹介、保育参観時に保育士が読み聞かせをしている場面を見ていただき、保護者が実践するときの参考にしてもらう取組を行っている園もあります。

また、お迎えのときに、親子で絵本に触れ合うことができるよう、玄関近くに絵本の部屋を設置するなど、様々な方法で家庭での読み聞かせの働きかけを行っております。

言葉の感覚や語彙を豊かにするとともに、子供のイメージの世界を広げる絵本の読み聞かせは、子供の成長になくってはならないものと捉えておりますので、今後とも各園の活動、そして保護者への様々なサポートを継続していただくよう、必要に応じて支援したいと考えております。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 土屋教育長。

〔土屋 宏教育長登壇〕

○土屋 宏教育長 私からは、読解力の向上への取組についてお答えします。

初めに、PISA調査の結果分析についてお答えします。

文部科学省の分析によりますと、2018年に行われた調査では、読解力において、日本はOECD加盟国37か国中11位で、前回の調査の6位から低下しております。

2018年から読解力の定義に、「質と信憑性を評価する」「矛盾を見つけて対処する」が追加されました。これらの力は、現在の社会を生き抜くために必要な力であると捉えています。しかしながら、学校では取り上げる機会があまり多くない分野になっております。

これらを問う問題についての正答率が低かったことから考えれば、定義が変わったことによる問題の変化が影響している可能性はあると考えています。

一方、読書を肯定的に捉え、読書、特に紙の本を読むことが多い子供の読解力の平均点が最も高く、授業での取組の成果であると捉えることができると思っています。

正答率が低かった問題には、必要な情報がどのウェブサイトに記載されているか推測し探し出す問題や、企業のウェブサイトに記載されていることやオンライン雑誌記事に記載されていることの主張や情報の質や信憑性を評価した上で、自分がどう対処するか説明する問題があり、授業ではあまり扱わないものでした。

また、自由記述形式の問題の正答率も低く、問題文からの語句の引用だけでなく、自分の考えを他者に伝わるように根拠を示して説明する力に課題があります。

昨年度行われた全国学力・学習状況調査の結果から、本市の子供たちには、文章の内容を理解し、自分なりの言葉に置き換えたり、自分の考えを内容と関連づけ、根拠を明確にして書くことや、自分の考えを分かりやすく伝えたりすることに課題があることが分かっております。

また、中学校の「読むこと」が前回よりも低下していることも分かっております。

このことから、PISAの調査の分析と同様の課題があり、読解力の向上が必要であると捉えています。

次に、読解力向上に向けた本市の取組についてお答えします。

いろいろな社会を生き抜くために必要な力について、授業を改善し、授業の中で力をつけていくことはもちろんですが、読解力の向上のためには読書活動が重要であることを認識し、各学校において読書活動推進のために様々な取組を行っています。

小学校においては、朝読書の実施、読書月間の設定、多読運動の推進、親子読書やボランティア団体による読み聞かせの実施など、低学年から高学年まで系統的に取り組める読書活動を推進し、

本に親しみ、自ら読書を楽しむ子供の育成に努めています。

また、市立図書館と連携し、巡回図書館を活用して読書の幅を広げる取組も行っています。

中学校においては、朝読書の実施、子供と教師による推薦図書の紹介、多読賞の表彰など、小学校からつながるような読書活動を展開し、読書への関心を高めるとともに、県の、新聞を活用した教育活動への支援事業の取組により、新聞を用いた学習にも積極的に取り組んでおります。

次に、学校図書館の充実と授業での活用についてお答えします。

学校図書館の蔵書数ですが、ほぼ全ての学校で学校図書館図書基準の冊数を満たしたものになっております。また、学期に数回、蔵書の点検を行い、あまり読まれていない本や発行年数の古い本については廃棄処分を行い、新しい本を購入するようにしています。各学年の国語の教科書で提示されている「おすすめの本」も配架しています。

授業での学校図書館の活用については、授業で学んだことを確かめ、広げ、深めることや、資料を集めて読み取り、自分の考えをまとめて発表するなど、子供たちの主体的な学習活動を行う場として活用したり、図書や新聞等を利用し、資料の探し方、集め方、選び方や記録の取り方、比較検討、情報のまとめ方等を学ぶ授業で活用したりしています。

子供たちが本に親しむ場として、また言語能力、情報収集・活用能力、読解力の育成につながる主体的な学びができる場として学校図書館は重要です。

そのため、さらなる学校図書館の充実を目指し、今年度から学校司書を2名配置しております。配置希望のあった学校を巡回し、学校図書館の整備や読書活動の支援を行っています。図書業務に専念できる学校司書の配置で、学校図書館担当教員をはじめとする教職員の図書業務に係る負担軽減や、学校図書館を活用した授業等の教材研究の

時間の確保につながり、学校図書館を活用した授業の充実にもつながるものと考えています。

学校図書館の整備、充実と機能向上を図り、その活用を推進していくことで、言語能力、情報収集・活用能力、読解力のさらなる育成を目指していきます。

私からは以上です。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 御答弁ありがとうございます。

最初に、大項目1つ目の介護サービス事業所への対応と支援についてからお伺いしたいと思います。

今、御答弁いただきましたが、私が申し上げた、介護施設等における行動指針については、国が様々発表する指針を活用する効果的な措置というふうにお聞きしたのですが、これは具体的にどうなさるということなのでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 基本的に市としては先ほど申し上げた、国が示した「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」ということについて、これを遵守していただくというふうな形でお願いしているところでございます。

ただ、分かりにくい部分、なかなかそういったところがあるということでございますので、分かりやすくお伝えできるような形での何らかの工夫ができないかということでの、先ほどの御答弁ということでございます。そういった形で工夫をしてみたいということです。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 私も、次々と発信してくださっている市のホームページ上の介護保険最新情報というものをずっと見せていただいていたのですが、多岐にわたり、じゃあ実際にはどうしたらいいのかなというふうにちょっと迷うような、私が素人だからそうなのでしょうけれど、

ども、介護施設の方々が忙しい中でも、やはりかみ砕き、実際に、具体的に国の指針を市として行動指針のような形で次々と発表していただいているなんていうふうにしたら、もっと効果的なのではないかなと思ったものですから、ぜひそのようにお願いしたいところであります。

次に、経営状況が厳しい中、感染防止の対策は今まで以上にさらに強化して、介護施設の中では続けなければいけないと。多くの経営者の方々がおっしゃっております。

現在、デイサービスの事業所の例を挙げますと、デイサービスの事業所では、利用者1人当たり3平方メートルを基準として、お食事とか機能訓練のスペースを確保していると伺っておりますが、今後十分な社会的距離を保とうとすると、利用者の方の数の制限をしなければいけないのではないかとお聞きしております。

安心してデイサービス事業所を継続していくために、市としてはどのようにこの点をお考えでしょうか。教えてください。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 介護サービスの実施につきましては、先ほど御答弁申し上げた限りでございます。

ただ、やはり国からも様々な支援というふうな形で、1次補正、2次補正と、そういった形で検討といいますか、決定もされているというふうな形でございます。

そういったものについての情報の提供あるいは周知、そういったものを交えながら、事業継続について支援といいたししょうか、御助言申し上げていきたいなと考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) そうしますと、この本来の基準である、デイサービスの3平方メートルの基準というものは、国の指針としては、緩やかなのでしょうか。いわゆる、今言われております社会的距離を保つということは、どういうふう

なるのか、お分かりですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 申し訳ございません。ちょっとその詳細な部分については、今現在手元に資料がございませんので、後刻お答えできればと思います。申し訳ございません。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) それでは、お分かりになったら後で教えてください。

次に、利用者の家族の方からは、介護サービスの利用を控えていると、利用者である高齢者の方に機能低下が見られると伺っております。つまり、機能訓練を欠かすと、トイレへの移動など日常生活に必要な身体機能の低下が見られるとお伺いしておりますが、感染の防止ということと、機能低下による重度化のリスクということ、この両方を利用者の方は抱えているわけでありますが、通所介護は機能訓練が欠かせないものなわけですので、そのあたりはどのようにお考えですか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 やはり介護サービスというものについては、生活を維持していく上では欠かせないものと認識しております。

そのような中で、このたび介護サービスにつきましても、全国的な休業要請の対応する事業所には含まれておらず、やはり事業を継続していただきたいという、そちらの部類に入っておったところでございます。

そういった意味で、やはり感染拡大防止、そういった感染症対策というものを万全に整えていただいた上で、サービスを継続していただくということが求められているところでございます。

そういった意味で、やはり国でもそのような形で、継続支援というような形で補正予算という形で対応しているということでございますので、市としても、そのような情報提供に努めて、継続していただけるような形で、何らかの支援をしてまいりたいと考えているところです。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 壇上からの御答弁で、国の慰労金が、第2次補正で通過すると思うわけですが、この国の慰労金のほかに、今後の国の動きを見て市としては総合的に判断するというふうな御答弁でいらっしゃいましたけれども、この総合的な判断の要件というのかな、そういうものはどうなっていますか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 先ほどの慰労金の国の補正予算、そういったものは、この事業の中では、さらに感染症対策を徹底した上での介護サービスの提供を支援するという意味で、いわゆる掛かり増し経費の補助、あるいは都道府県等で衛生物品、そういったマスク等の備品、備蓄や緊急時の応援に係るコーディネート機能、そういったものの都道府県による介護事業者に対するさらなる支援というような形で盛り込まれているところです。

市として独自に支援を行うという場合につきましては、このような国、県等の支援、そういったものから漏れ落ちてしまっているところ、何か光の当たらないところがあるのではないかとといったところについて、事業所の方々からお話を伺った上で、そういった分に対して何らかの支援ができればというようなことでの判断ということでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) ありがとうございます。

それでは次に、遠隔見守りケアについて、少しお伺いしたいと思います。

先ほど、壇上でも申し上げましたが、少子高齢化、また大都市一極集中が進んで、本当に急速に高齢者夫婦だけの世帯や高齢者の独り暮らしの方が増加している傾向で、本市でも辺りを見回しても、それは顕著ではないかなと思っています。

それで、離れて暮らす高齢者の安否を家族に代わって確認してくれる見守りサービスや見守りアプリ、皆様、御存じのとおり、家の中の生活動線上に配置したセンサーで高齢者の状況を確認して、緊急時にはセキュリティー会社の担当者が駆けつけるというような、大手のセキュリティー会社のサービス、また、日常よく使う家電に組み込んだセンサーを用いて、遠く離れた場所からも高齢者の様子を確認できるサービス、また、スマホがあれば手軽に安く安否確認や居場所が把握できるアプリなど、この頃、大変多く登場しておりますし、今回のコロナの対応でも、急に御利用なさった方なども多く伺っております。

今後、このコロナ禍において、見守りの形もこれから変化していくのではないかなと私は強く思うところでありますが、時間も場所も選ばない見守り、その形態も変化していくものと思いますので、ぜひ高齢者の御夫婦のみの生活の方や高齢者の独り暮らしの方等々が多い本市でございすので、ぜひその辺のことも強化していただければなと思ったところで、壇上からお話ししたところでもありますので、よろしくお話ししたいと思います。

次に、大項目2つ目に行きます。読解力向上のための取組について、お伺いしたいと思います。

PISA型の読解力と、現行の学習指導要領が狙いとしている「生きる力」や「確かな学力」というものは、このPISA型読解力の調査と同じ方向にあると考えてよろしいのでしょうか。そのところについて教えてください。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今お尋ねの点でございすけれども、学校教育においても、「生きる力」と、生き抜く力をつけていくということでありますし、PISAの調査につきましても、学んだことを実生活に生かすというところの点では、共通したところであると思います。

しかしながら具体的に、先ほど教育長も答弁さ

せていただきましたように、特に、このたび2018年からPISAの読解力の定義に一部加わったものにつきましては、まさしく今ICT機器が多く活用されている時代に必要なこと、確かな情報を得て、確かな情報に基づいて行動するということでは必要なことと思いますけれども、学校の授業等につきましては、なかなか授業でそこを扱うという部分が多くはないというところでは、方向性としては一致はしているのかもしれませんが、なかなかそこに追いついていないという言葉は語弊があるかもしれませんが、そういったところが今回課題となり、今後進めてまいらなければならないところであるかなとは考えているところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番（齋藤千恵子議員） 分かりました。

先ほどの御答弁で、学校司書の方が2名、今年度から配置ということで、大変大きな前進だと私は思います。

これは、学校図書館図書整備等5か年計画の地方財政措置を使ったものですか。それとも、別なものかどうか教えてください。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 そちらの国の財政措置につきましても、そのものを行うときに申請して頂くというものではございませんので、措置として入っているものということになりますので、直接それを使ってということにはならないのかもしれませんが、国から入っているものでもございすので、そういった部分を使って、このたび任用し、配置をしているということでございす。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番（齋藤千恵子議員） 学校司書の配置率が小学校から高等学校までおおよそ50%から60%ということで、それを100%に近づける努力をしていくということも、私は今後必要だと思います。聞き取りのときお聞きしましたら、希望の手を

挙げた学校に2名の方があちこちという形というふうにお聞きしましたので、ぜひ1校1名の司書という形でお願いできればなと私は思っているところですが、司書の配置ということは今後どのようにお考えかどうか、教えてください。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 今年度からの配置ということになりますので、このたびの状況を学校からも聞き取りをしたりしながら検討していきたいと思えますけれども、先日、学校訪問をしたときに、学校司書が入って整備をしてくれたんだというふうなことで、学校で紹介していただいて、図書館を見せていただきましたけれども、非常にやはり入りたくなるような、そして手に取って読みたくなるような、そんな環境づくりができていたかなと思います。

残念ながら、子供たちがまだ登校していない時期だったものですから、子供たちとの関わりというようなところについては、我々としては確認はできなかったのですが、今現在、配置している学校では、恐らくそういった貸出し業務、あるいは本の紹介等も進めているのではないかと思います。

そういった成果等も検証しながら、今後のことについて検討してまいりたいと思っております。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 司書の方の配置ということは、今後、大変期待するところであります。

私も、遠き昔を思い出してみると、学校の図書室には司書の先生がいらして、その司書の先生の周りに図書委員の方がいてというふうな形で、とてもいい空間だったし、いい本と出会える、本当にいいきっかけだったなと思ったりしたものですから、大変期待するところであります。

子供たちを現在取り巻いている情報の意味での環境、情報環境というものは、年々、決していい状況とは言えないようであります。

山形県の調査を見ても、また公益社団法人全国

学校図書館協議会の学校読書調査を見てみましても、平均読書冊数について、一昨年に比べ、昨年は、小中学校は微増でしたけれども、高校生は大変減少していたというような結果も出ていたようです。

また、28年度の学校学力・学習状況調査を見てみましても、「新聞を読んでいる」と回答している小中学生の割合は減少傾向、新聞を学校の中で様々な形で取り入れているけれども、なかなか増えないなと思ったところ です。

また、高校生は読書量や新聞を読む機会は大変減少しましたが、一方、スマートフォンなどを活用したインターネットの利用時間は増加傾向。これは少なからず小中学生にも言えている傾向なのではないかなと思っていたところ です。

子供たちを取り巻く情報環境の変化で、児童も生徒も一定量の文章に接する機会が変化していると全国的には見られておりますが、こうした傾向は、やはり本市でも見られるのかどうか。いかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 今崎教育指導部長。

○今崎浩規教育指導部長 全国学力・学習調査において、読書量などの調査もございますけれども、そういったところについては全国並み、もしくは全国よりややいいという状況は見られますけれども、大きく全国と比べていい状況であるというところまでは言えない状況でございます。

そういったことから、本市においても、全国的に見られるような現象については同様の傾向があるのではないかと捉えているところでございます。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 読み聞かせの効果について、お伺いしたいと思います。読み聞かせの重要性ということは今さらながらではありますけれども、各保育園等々で大変御努力いただいているということではありますが、ここに、大変おもしろいなと思って、ちょっと調べていたらあつ

たんですが、5歳児の平均的な語彙が約1万語前後とお聞きしておりますけれども、この主な獲得源の一つが、読み聞かせから覚えた単語だと言われています。幾つかの語彙や文法は、日常の会話では用いられず、書かれた文章からも学ぶことはできません。つまり、幼児は識字能力を持っていなくても、読み聞かせからは語彙を増やすことができるという、そんな結果も出ておりました。

先ほど、保育園での様々な取組等々の事例も教えていただきましたが、こうした読み聞かせの重要性をさらにみんなで共有することができるように努めることが重要と考えますが、その点はいかがでしょうか。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 壇上でも申し上げたとおり、やはり成長にはなくてはならないものという認識をしておるところでございます。

このような活動がさらに活発となるような、市としてどのようなサポートができるかというようなことで、今後の支援策ということでも検討を続けてまいりたいと考えております。

○鳥海隆太議長 齋藤千恵子議員。

○15番(齋藤千恵子議員) 絵本は、大人になってからも、何歳でも、大変いいものだなと思っております。その絵本でも何でもいいんですけれども、親御さんやおじいちゃん、おばあちゃんに読んでもらったその思い出とともに、子供たちが成長していくのではないかなと思ったりしたところであります。

今いろいろ進んでおります読書通帳なども、一つのその子の読んだことへの財産というふうな形で、ぜひ推し進めていただきたいなと思ったところです。

大変様々な場面で、学校でも、教育委員会でも、こども課からでも様々、読解力の向上という点で御努力いただいているということは十分、今の御答弁でも分かったところではありますが、何分にも大変複雑な情報社会でありますので、ぜひ読解

力の向上という点に、1点に限らず、強力で推し進めていただきたいとお願い申し上げ、質問を終わらせていただきます。

○鳥海隆太議長 安部健康福祉部長。

○安部道夫健康福祉部長 申し訳ございません。先ほどお答えできなかった部分を御回答したいと思います。

先ほどの、機能訓練室の基準、3平米というような数字でございますが、こちら緩和されているというわけではございませんで、ただ、その中で感染症の感染拡大防止のため、やはりつい立て、そういったものを活用して防止に努めていただきましたというような取扱いということでございました。大変失礼しました。

○鳥海隆太議長 終わりでよろしいですか。（「結構です。ありがとうございます」の声あり）

以上で15番齋藤千恵子議員の一般質問を終了いたします。

.....

散 会

○鳥海隆太議長 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時18分 散 会